

松山市国土強靱化地域計画

令和2年8月 策定

(令和 7 年 3 月修正)

松山市国土強靱化地域計画 目次

第1章 はじめに

1-1. 松山市の強靱化に向けたこれまでの取組.....	1
1-2. 策定の趣旨	2
1-3. 計画の位置付け	5

第2章 基本的な考え方

2-1. 基本理念.....	6
2-2. 基本目標	6
2-3. 計画期間	6
2-4. 強靱化推進の基本的な方針	7

第3章 脆弱性の評価

3-1. 松山市の地域特性.....	8
3-2. 対象とする自然災害(リスク).....	16
3-3. 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」.....	17
3-4. 評価を行う施策分野	19
3-5. 脆弱性の分析・評価.....	19

第4章 強靱化の推進方針

4-1. 推進方針の概要.....	20
4-2. 具体的な推進方針の内容	23
4-3. 施策分野ごとの強靱化の推進方針	55

第5章 施策の重点化.....

57

第6章 計画の推進

58

参考資料

1. 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの脆弱性の評価結果.....	59
2. 「施策分野」ごとの強靱化の推進方針	68
3. 推進方針に基づく取組	82

第1章 はじめに

1-1. 松山市の強靱化に向けたこれまでの取組

本市は、愛媛県のほぼ中央部に位置する県都であり、温暖で穏やかな気候に恵まれている一方で、これまでに何度も大きな自然災害に襲われている。近年では、地震では昭和 21 年に発生した昭和南海地震や平成 13 年に発生した芸予地震、風水害では平成 30 年 7 月豪雨などによって大きな被害を受けており、市ではこれら自然災害による被害を防ぐため、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進めてきた。

その中でも、平成 20 年 6 月に地区連合会を統括する機関として設置された「松山市自主防災組織ネットワーク会議」は、積極的に自主防災組織の結成を進め、平成 24 年 8 月に本市の全 41 地区で自主防災組織の結成率 100%を実現し、行政と地域の小学校、中学校や事業所との連携の下、防災士の育成、防災シンポジウムの開催、地区防災計画の作成など、様々な視点で松山市の地域防災力を高める活動を行っている。

また、平成 24 年 3 月に策定した松山市危機管理指針の下、松山市地域防災計画(令和元年度に松山市水防計画との統合も含めて修正)、松山市業務継続計画(平成 29 年 3 月)といった計画策定のほか、令和 4 年 3 月に市民向けの「まつやま総合防災マップ」の改訂を行っている。

本市の組織としては平成 23 年度に総合政策部危機管理担当部長付を設置し、令和 6 年度には防災危機管理部へ格上げして、危機管理、防災、水防及び国民保護対策、地域防災に係る業務に当たっている。

1-2. 策定の趣旨

(1) 国の国土強靱化基本計画

国は、東日本大震災などの大規模な自然災害の発生等を受け、これら災害等から国民の生命と財産を守り抜くため、強くてしなやかな国を構築するための国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)を推進しており、平成25年12月には、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「国土強靱化基本法」という。)」が公布・施行された。

また、平成26年6月には、この国土強靱化基本法に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的な推進を図るため、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるべき「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」が策定された(令和5年7月に変更)。

この国の基本計画に、国土強靱化の理念と基本目標が明記されている。

国土強靱化の理念と基本目標

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返しさいなまれてきた。そして、規模の大きな災害であればあるほどに、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきた。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なる。大地震等の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要である。そして、この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、時々の次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要がある。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進することとする。

(2)県の国土強靱化地域計画

国の基本計画策定を受け、愛媛県でも、想定される南海トラフ地震や大型台風・ゲリラ豪雨等の大規模災害時に、県民の生命が確保され、被害が最小限に抑えられるとともに、速やかに復旧・復興を図ることができるよう、これまでの「防災」の範囲を超え、災害に強い強靱な県土づくりを目指す総合的な地域づくり計画として、平成 28 年 3 月に「愛媛県地域強靱化計画」が策定された(令和 6 年 10 月に修正)。

愛媛県は、この計画に、「基本理念」と「基本目標」及び「強靱化推進の基本的な方針」を明記している。

●基本理念

国土強靱化の趣旨を踏まえ、県民生活や地域社会を守るため、防災・減災対策を中心として、国や地方公共団体、県民や民間事業者等が一体となって、強く、しなやかで活力ある地域づくりを進めるとともに、えひめの美しい伝統・文化や景観を守り、後世に伝えていくことにより、愛と愛顔(えがお)のあふれる愛媛県の創造を目指すため、次の基本理念を掲げる。

強く、しなやかで、美しい「愛のくに 愛顔あふれる愛媛県」を目指す

●基本目標

国の基本計画を踏まえ、県の基本理念を達成するために、次の4項目を基本目標として掲げる。

- ①すべての人命の確保が最大限図られること
- ②県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④すべての被害の迅速な復旧復興が図られること

●強靱化推進の基本的な方針

国土強靱化の理念や基本計画の「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、愛媛県における強靱化を推進する。

- ①愛媛県における気候・地形等の特徴や災害リスク等をはじめとして、少子高齢化や人口減少、過疎化など本県を取り巻く社会・経済情勢等を踏まえ、長期的な観点から計画的に取組みを進めていく。
- ②国や市町、県民や民間事業者等と連携し、一体となって取組みを進めていくほか、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、限られた財源を有効に活用するために施策の重点化を図るなど、効率的かつ効果的に取組みを進めていく。
- ③様々な分野の計画等の指針としての性格を有する「アンブレラ計画」として他の計画等と調和を図るとともに、強靱化に資する地域活性化の観点も踏まえ、総合的に取組みを進めていく。
- ④地域外で大規模災害(首都直下地震等)が発生した場合におけるバックアップやリダンダンシー確保などの観点も盛り込み、国全体の強靱化に貢献できるよう取組みを進めていく。

(3)計画策定の趣旨

国土強靱化基本法第4条の「地方公共団体の責務」、第13条の「国土強靱化地域計画」について以下のように規定されている。

【地方公共団体の責務(第4条)】

地方公共団体は、第2条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

【国土強靱化地域計画(第13条)】

都道府県及び市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

国土強靱化地域計画は、国土強靱化の観点から地方公共団体の様々な分野の計画等の指針となるものであり、国の基本計画と同様に、地域の国土強靱化に係る計画等の指針(いわゆる「アンブレラ計画」)としての性格を有するものである。

地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものである。

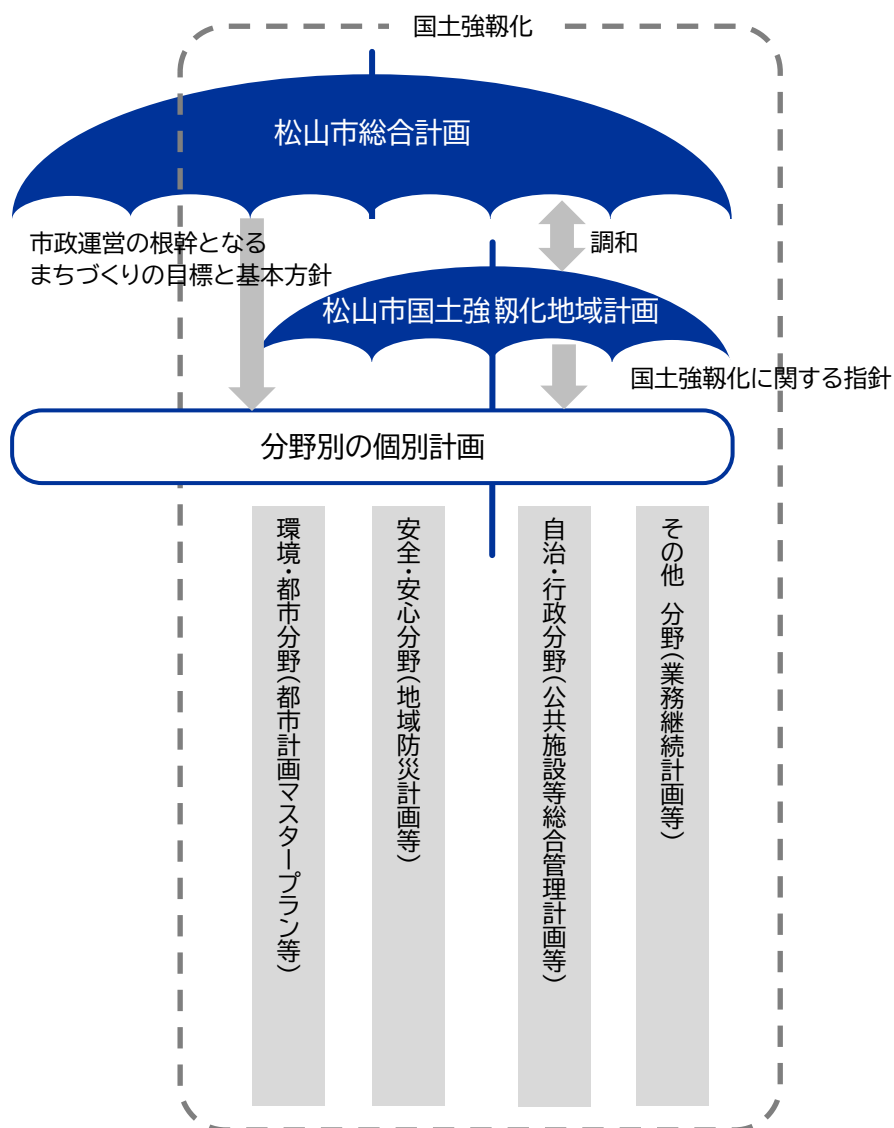
これら国土強靱化地域計画の性格や意義を考慮すると、まちづくり全般の指針である総合計画との調和が特に重要となる。

そこで、松山市総合計画が目指す本市の将来像を踏まえ、国土強靱化の観点から、規模自然災害などが発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ、「強靱な松山」のまちをつくるための施策を、総合的かつ計画的に推進する指針として、「松山市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

1-3. 計画の位置付け

前述のように、国土強靱化地域計画は、地域の国土強靱化に係る計画等の指針（アンブレラ計画）としての性格を有するものである。

アンブレラ計画としての性格上、松山市国土強靱化地域計画は、松山市総合計画との調和が不可欠であるとともに、各分野の個別計画に対して、国土強靱化に関する指針として位置付けられるものである。



アンブレラ計画としての松山市国土強靱化地域計画の位置付け

第2章 基本的な考え方

2-1. 基本理念

国土強靱化基本計画の趣旨を踏まえ、防災・減災対策の充実した活力ある地域づくりを進めることで、第7次松山市総合計画に掲げる都市将来像「人、まち、仕事がつながる SETOUCHI の交流拠点まつやま」の実現を目指す。

2-2. 基本目標

国の基本計画や県の地域計画を踏まえ、市としての基本理念を達成するために、次の4項目を基本目標として掲げる。

【基本目標】

- I. 人命の確保が最大限図られること
- II. 市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興が図られること

2-3. 計画期間

本計画は、松山市総合計画との調和を図るため、第7次松山市総合計画前期基本計画の計画期間に合わせ、令和11年度までを計画期間とする。

ただし、計画の進捗状況や社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直す場合がある。

2-4. 強靱化推進の基本的な方針

- ①本市の気候・地形等の特徴や災害リスク等をはじめとして、少子高齢化や人口減少、過疎化など本市を取り巻く社会・経済情勢等を踏まえ、長期的な観点から計画的に取組を進めていく。
- ②国や県、市民や民間事業者等と連携し、一体となって取組を進めていくほか、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、限られた財源を有効に活用するために施策の重点化を図るなど、効率的かつ効果的に取組を進めていく。
- ③様々な分野の計画等の指針としての性格を有する「アンブレラ計画」として他の計画等と調和を図るとともに、強靱化に資する地域活性化の観点も踏まえ、総合的に取組を進めていく。

第3章 脆弱性の評価

3-1. 松山市の地域特性

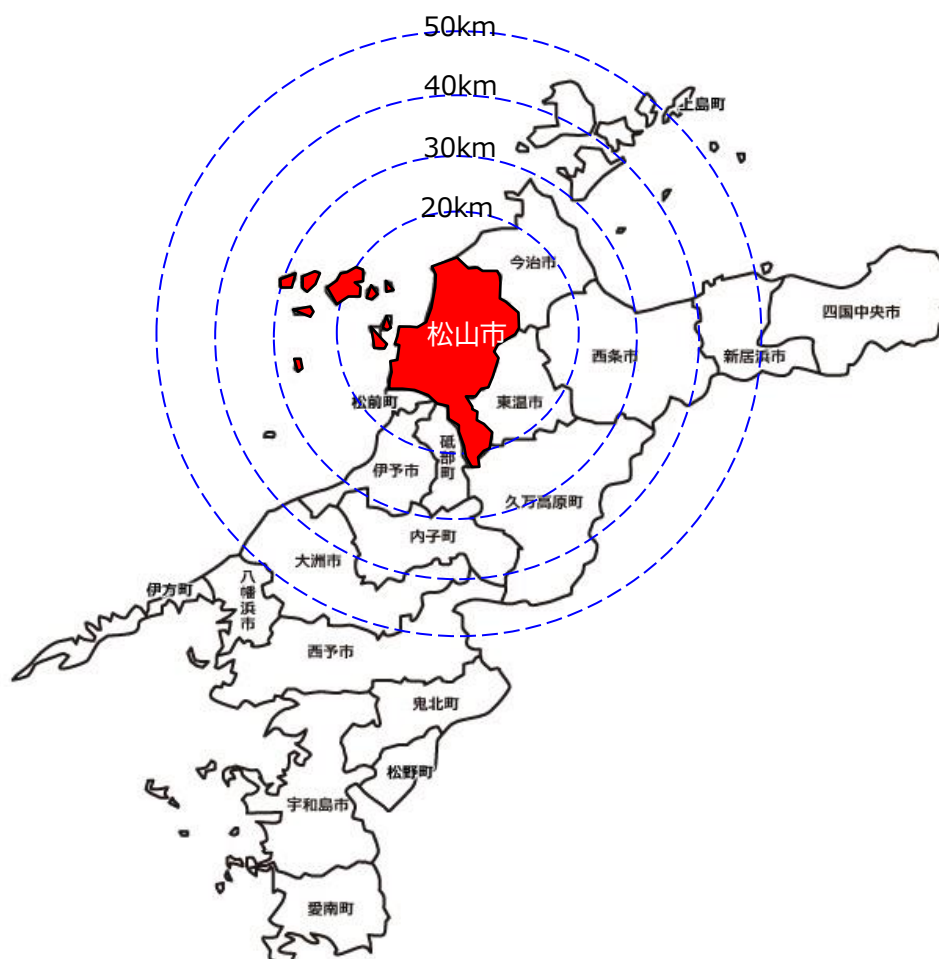
(1) 自然的条件

① 位置及び面積

本市は、愛媛県のほぼ中央部に位置する県都であり、瀬戸内海に突き出した高縄半島の西部、忽那諸島等から構成されている。

市街地は、三方を高縄山系や石鎚山系の 1,000m級の山岳に囲まれ、石手川、重信川が貫流する松山平野の北部を中心に形成されている。

市域は海域を含み、東西 40km、南北 43km、面積は 429.40 km^2 となっている。



松山市の位置図

② 地形、地質の概要

本市の東は四国山脈を背景に、西は瀬戸内海に面し、島しょ部を有している。

平野部には、石手川、重信川が東西に流れ、これを囲む一帯は沖積層からなる地味肥沃な松山平野を形成している。また、市内には松山城のある分離丘陵を中心に南東には緩やかな山地丘陵が広がっている。

本市西部は比較的穏やかな海岸線となっている一方、島しょ部は変化に富んだ海岸線を形成している。

地質構造は、徳島県吉野川の北岸沿いから愛媛県法皇山脈、石鎚山脈の北麓から松山平野の南部、伊予市双海町上灘で瀬戸内海を経て、九州に連続する『中央構造線』が形成されている。本市はこの南北の内帯(日本海側)と外帯(太平洋側)にまたがっているため、多くの地層が分布している。

特徴を示す地質としては、湯山の杉立から溝辺、松山城、大峰ヶ台、弁天山等を通り北吉田の忽那山にかけて、北は花崗岩地帯であるのに対し、これより南は和泉砂岩帯で、その接触地域は変成岩地帯となっている。

また、御幸寺山、港山、興居島の小富士、経ヶ森、潮見山等には安山岩の岩脈があり、周囲の花崗岩よりも侵蝕抵抗が強いため、分離丘陵となっている。

③ 気 象

気候は、四国山地と中国山地に囲まれている立地条件等から、晴天が多く、降水量の少ない温暖な瀬戸内海式気候で、過去 30 年の気象統計(1991年～2020年)によると年平均気温は 16.8℃、年間降水量の平均は1,404.6mm である。

降水量は、一般に春先から梅雨、台風、秋雨時季にかけて多く、5月から7月にかけての降水量は、年間降水量の約 40%強を占めている。

過去最も降水量の多かった年は、令和 6 年の 2,052.5mm、最も少なかった年は平成6年の 696.0mm で、年によって格差がみられる。

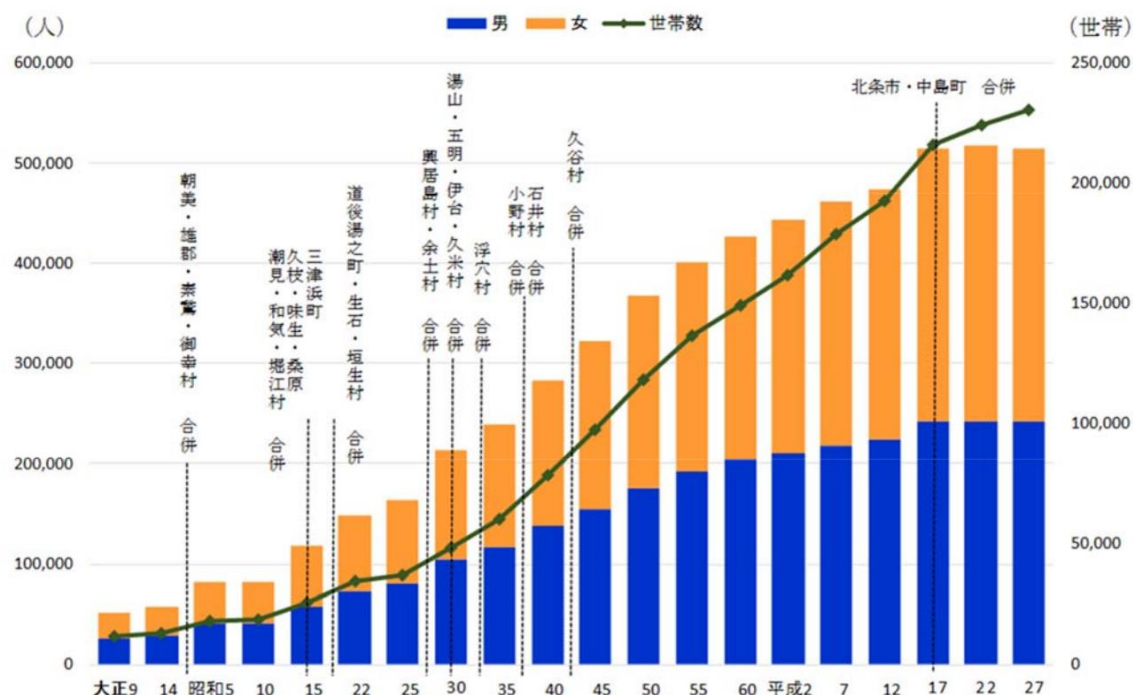
台風も高知県や徳島県、愛媛県南部に比べて少なく、穏やかで恵まれた気候条件であり、積雪はごく少量である。

(2)社会的条件

① 人口・世帯数

本市の人口・世帯数は、令和6年4月1日現在の推計で499,326人、244,104世帯、1世帯人口2.05人となっている。また、人口密度は、1,163人/㎢である。

国勢調査によると、人口の伸び率は昭和40年から50年にかけてピークとなってその後は鈍化し、平成17年1月1日の合併により50万人を超えることとなったが、平成22年の517,231人をピークに減少に転じている。一方で、世帯数は一貫して増加傾向にある。



② 建 物

市内の建物のうち、木造建物の割合は約8割で大半を占め、非木造建物は約2割となっている。

また、木造建物のほとんどが住宅となっている。

建物構造	棟数(棟)	構成比(%)
木造建物	168,118	76.3
非木造建物	52,040	23.7
合 計	220,158	100.0

(令和4年度版 松山市統計書)

③ 道 路

本市の道路は、68 路線、延長 171.39km の都市計画道路として決定されており、その基幹的な道路網は、中心市街地から放射状に伸びる国道等の主要幹線道路と、これを中心市街地の外周 2km 圏で結ぶ松山環状線、4km 圏で結ぶ松山外環状道路から構成されている。

この2つの環状線は、各国道、松山空港、松山港、松山インターチェンジ等の広域交通拠点を連結し、中心市街地への通過交通の排除と集中交通の分散導入、沿線での発生交通への対応、さらに今後増大する交通量を見込んで計画されており、現在、松山環状線は全線開通し、松山外環状道路の整備に取り組んでいる。

このほか、都市計画道路の整備を図り、松山広域都市圏の活性化と、健全な発展を目指している。

④ 交 通

本市は、国際的な交流拠点都市を目指し、より機能的でバランスの取れた総合交通体系を確立するため、幹線道路の整備に併せて、鉄道・空港・港湾の機能拡充を図っている。

また、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道の整備が進み、四国内の県庁所在地が高速道路網で結ばれ、本州四国連絡道路を介し、本州の主要都市とのネットワークが形成されている。

公共交通としては、予讃本線の四国旅客鉄道をはじめ、市内に伊予鉄道と各種バス路線が配備されている。

また、瀬戸大橋開通時に四国旅客鉄道も岡山・高松から松山までが全面電化開通している。

松山空港では、平成4年9月に貨物ターミナル、平成6年12月には国際線ターミナルビル、平成20年3月にバスループが完成し、多様化する貨物取引、国際航路の路線拡大、空港利用者増大に対応している

一方、平成12年10月に松山観光港で新ターミナルビルが完成、平成13年6月に松山港で耐震強化岸壁が共用するなど、環境・港湾整備事業が進められている。

(4)過去の自然災害の発生状況

① 地震災害

松山市での地震による災害履歴(昭和以降で松山市の震度 4 以上のもの)

発生時期	地震の名称	地震規模	松山市の震度	松山市の被害概要
昭和 2 年 3 月 7 日	北丹後地震	M7.3	震度 4	
昭和 12 年 2 月 27 日		M6.0	震度 4	松山市武徳殿・民家の障子破損 三津浜缶詰会社の煙突倒壊
昭和 19 年 12 月 7 日	東南海地震	M7.9	震度 4	
昭和 21 年 12 月 21 日	昭和南海地震	M8.0	震度 4	道後温泉湧出停止。(70 日間) 死者 26 名、負傷者 32 名、住家全壊 155 棟、半壊 118 棟、浸水 320 棟、道路被害 56 箇所、橋梁被害 8 箇所、堤防被害 67 箇所 等
昭和 28 年 7 月 30 日		M5.4	震度 4	
昭和 43 年 4 月 1 日	1968 年 日向灘地震	M7.5	震度 4	負傷者 2 名、住家全壊 1 棟
昭和 43 年 8 月 6 日		M6.6	震度 4	負傷者 3 名、住家全壊 1 棟
昭和 54 年 7 月 13 日		M6.0	震度 4	
昭和 58 年 8 月 26 日		M6.6	震度 4	
平成 12 年 10 月 6 日	平成 12 年 鳥取県西部地震	M7.3	震度 4	
平成 13 年 3 月 24 日	平成 13 年 芸予地震	M6.7	震度 5 強	負傷者 50 名、住家半壊 19 棟、一部破損 2,065 棟、ブロック塀 196 棟、公立施設 301 箇所 被害総額 1,331,830 千円
平成 18 年 9 月 26 日		M5.3	震度 4	
平成 26 年 3 月 14 日		M6.2	震度 5 弱	負傷者1名、一部破損3棟、道路被害1箇所
平成 28 年 4 月 16 日	平成 28 年 熊本地震	M7.3	震度 4	
令和 6 年 2 月 26 日		M5.1	震度 4	
令和 6 年 4 月 17 日		M6.6	震度 4	

② 風水害

松山市での風水害等による災害履歴(平成以降で人的被害を伴うもの)

発生時期	災害種別	松山市の被害概要
平成 3 年 7 月 1～13 日	大雨	死者3名 全壊1棟、一部破損4棟、床下浸水9棟 道路被害30箇所、河川被害25箇所、崖崩れ10箇所 等 被害総額 509,814 千円
平成 3 年 9 月 27 日	台風第 19 号	負傷者11名 全壊10棟、半壊50棟、一部破損415棟、床上浸水373棟、床下 浸水1,711棟、農作物被害2,908ha、水産施設被害228件、漁 業施設被害6箇所、商工業関係被害142件、公共土木施設16箇 所、学校施設34校 等 被害総額 7,913,937 千円
平成 4 年 8 月 8 日	台風第 10 号	負傷者1名 一部破損1棟、停電被害1,642戸 等 被害総額 335,696 千円
平成 5 年 6 月 2 日	強風	負傷者1名 農産被害13ha 被害総額 4,400 千円
平成 5 年 9 月 3～4 日	台風第 13 号	死者1名 床下浸水2棟、道路被害1箇所、河川被害1箇所、崖崩れ4箇所 等 被害総額 10,600 千円
平成 11 年 9 月 23～24 日	台風第 18 号	負傷者1名 公立文教施設被害1箇所、公共土木施設1箇所、電気被害2,551 戸 被害総額 1,950 千円
平成 13 年 6 月 19～20 日	大雨	死者1名、負傷者8名 全壊1棟、半壊3棟、床上浸水116棟、床下浸水515棟、道路被 害149箇所、農産物被害74.02ha、崖崩れ40箇所 等 被害総額 1,329,466 千円
平成 16 年 7 月 31日～8 月 1 日	台風第 10 号	死者1名 一部破損1棟、床下浸水1棟、農林水産業施設3箇所 等 被害総額3,125千円
平成 16 年 8 月 30 日～9 月 1 日	台風第 16 号	負傷者2名 一部破損169棟、床上浸水9棟、床下浸水48棟、公立文教施設 30箇所、農林水産業施設67箇所、公共土木施設82箇所、農産 物被害5.06ha 等 被害総額64,483千円

平成 16 年 9 月 6～8 日	台風第 18 号	負傷者5名 半壊1棟、一部破損346棟、床上浸水1棟、床下浸水19棟、公立 文教施設55箇所、農林水産業施設177箇所、公共土木施設35 箇所、農産物被害737.28ha 等 被害総額 155,128 千円
平成 22 年 7 月 12 日	大雨	負傷者1名 床上浸水2棟、床下浸水74棟、農林水産施設被害3箇所 等 被害総額 50,000 千円
平成 23 年 9 月 2～4 日	台風第 12 号	死者1名 農産物被害3箇所9.54ha、林業関係被害1箇所、文教関係被害 2箇所 等 被害総額20,430千円
平成 24 年 4 月 3 日	強風	負傷者2名 文教関係被害2箇所 被害総額 527 千円
平成 28 年 6 月 19 日 ～6 月 20 日	大雨	負傷者 1人 床上浸水 1棟、床下浸水 16棟 農林関係被害 37箇所 被害額 35,431千円 土木関係被害 4箇所 被害額 2,400千円 電気被害(停電) 300戸 被害総額 37,831千円
平成 29 年 9 月 17 日 ～9 月 18 日	台風第 18 号	負傷者 軽傷1人 床上浸水 19棟、床下浸水 157棟 市有施設被害 17箇所 14,773千円 農林関係被害 203箇所 220,470千円 土木関係被害 50箇所 131,500千円 文教関係被害 3箇所 547千円 電気被害(停電)500戸 被害総額 367,290千円
平成 30 年 4 月 24 日	大雨	負傷者 軽傷1人 被害総額 なし
平成 30 年 7 月 6 日 (平成 30 年 7 月豪雨)	大雨	死者6名、負傷者3名 住家全壊・半壊等 51棟、床上浸水35棟、床下浸水345棟 非住家全壊・半壊等90棟、浸水131棟 市道被害343箇所、土砂崩れ343箇所、ため池被害60箇所、 農林施設被害779箇所、漁港被害4箇所 被害総額 7,972,675千円
令和 3 年 8 月 8 日	台風第9号	負傷者 軽傷1名 床上浸水3棟、一部損壊2棟 土砂崩れ2箇所、市道被害1箇所、市有施設被害2箇所 農産被害3箇所ほか 被害総額 1,625千円
令和 5 年 1 月 24 日	風雪	負傷者 軽傷10人

令和 5 年 11 月 17 日	強風	負傷者 軽傷1人
令和 6 年 7 月12日	大雨	死亡3名 住家全壊3棟、一部損壊14棟 非住家全壊2棟、半壊1棟、一部損壊1棟 市道被害15箇所、水路被害29箇所、土砂崩れ4箇所 農道被害27箇所、林道被害3箇所

3-2. 対象とする自然災害(リスク)

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの自然災害を対象とする。

(1)南海トラフ地震

- 平成 25 年に県が公表した地震被害想定調査によれば、想定される最大クラスの地震が発生した場合、強い地震の揺れや大規模津波により、最悪のケースで松山市での死者は約 700 人、全壊・焼失建物は約 3 万 6 千棟など、市内全域に甚大な被害を及ぼすとされている。
- 国の調査機関によれば、今後 30 年以内に南海トラフでM8～9クラスの地震が発生する確率は 80%程度となっており、地震発生危険性は年々高まってきている。

(2)台風、集中豪雨等による風水害(水害、土砂災害等も含む)

- 近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、広島市土砂災害(H26.8)や関東・東北豪雨(H27.9)のように、集中豪雨による被害も激化している。
- 本市でも、台風や集中豪雨による災害は毎年発生しており、平成 30 年 7 月豪雨では人的被害、建物・ライフラインなどに甚大な損傷が発生している。

3-3.「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」

本計画では、4つの基本目標を達成するため、国の基本計画に準じ、8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定する。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	山間部や離島で、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
		2-3	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地での疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
5	経済活動を機能不全に陥らせ ない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停 止等による経済活動の低下
		5-2	コンビニートや重要な産業施設等の被災
		5-3	金融サービス等の機能停止による国民生活・商 取引への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅 な低下
		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、住民生 活への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施 設、交通ネットワーク等の被害 を最小限に留めるとともに、早 期に復旧させる	6-1	ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の 長期間にわたる機能停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海、空)の長 期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害 を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建 物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害 の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積 した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の拡散・流出
		7-4	農地、森林等の被害
8	社会・経済が迅速かつ従前より 強靱な姿で復興できる条件を 整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の 大幅な遅れ
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠 如、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興 できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニ ティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等 の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復 興の大幅な遅れ
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量 の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影 響

3-4. 評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を回避するために必要な施策分野として、8項目の「個別施策分野」と5項目の「横断的施策分野」を設定する。

【個別施策分野 8項目】

- ①行政機能、消防等、防災教育等
- ②住宅・都市、国土保全、土地利用
- ③保健医療・福祉
- ④産業、金融、エネルギー
- ⑤ライフライン、情報通信
- ⑥交通・物流
- ⑦農林水産
- ⑧環 境

【横断的施策分野 5項目】

- ①リスクコミュニケーション
- ②人材育成
- ③官民連携
- ④老朽化対策
- ⑤地域づくり

3-5. 脆弱性の分析・評価

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、31 の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごと及び 13 の「施策分野」ごとに、脆弱性の分析・評価を実施した。

第4章 強靱化の推進方針

4-1. 推進方針の概要

前章の脆弱性の分析・評価結果を基に、本市の地域強靱化を行うために必要な推進方針を、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに、次の 74 項目に整理した。

【推進方針の項目一覧】

1 直接死を最大限防ぐ	
1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	1-1-① 住宅・建築物等の耐震化等
	1-1-② 空き家対策
	1-1-③ 電柱・ブロック塀等に対する対策
	1-1-④ 大規模盛土造成地、盛土等に対する対策
	1-1-⑤ 火災対策
	1-1-⑥ 災害対応能力の向上
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	1-2-① 海岸保全施設等の整備・耐震化等
	1-2-② 水門等の閉鎖・閉塞対策
	1-2-③ 津波避難路の確保、津波避難計画の策定及び早期避難の徹底
	1-2-④ 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進
1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生	1-3-① 河川堤防やダム等の治水施設の整備
	1-3-② ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練・情報提供等の実施
	1-3-③ 土砂災害防止施設の整備
	1-3-④ 土砂災害警戒区域等の指定促進等
	1-3-⑤ 農林業保全施設等の整備
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	2-1-① 非常用備蓄の促進
	2-1-② 支援物資の受入体制等の整備
	2-1-③ 水道施設の耐震化等
2-2 山間部や離島での、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生	2-2-① 道路や港湾等の防災対策の強化
	2-2-② 孤立集落対策の充実
2-3 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足	2-3-① 救助・救急機関等との連携の強化
	2-3-② 消防施設の耐震化や資機材等の充実
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	2-4-① 帰宅困難者等への対策
	2-4-② 観光客の帰宅困難対策

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺	2-5-① エネルギー供給の長期途絶対策
	2-5-② 災害医療体制の充実強化
2-6 被災地での疫病・感染症等の大規模発生	2-6-① 疫病・感染症対策、遺体対策等の体制整備
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	2-7-① 福祉避難所の指定促進、運営体制の支援
	2-7-② 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化
	2-7-③ 避難所運営マニュアルの整備

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下	3-1-① 災害対策本部の機能強化
	3-1-② 通信・情報共有システムの充実

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	4-1-① 防災拠点施設等の停電対策
	4-1-② 通信事業者との連携強化
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能	4-2-① テレビ・ラジオ放送の中断等対策
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	4-3-① 災害関連情報の伝達手段の多様化等
	4-3-② 市民の防災・減災意識の向上等
	4-3-③ 適切な避難行動の呼びかけ等
	4-3-④ 災害弱者対策

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下	5-1-① サプライチェーンの寸断対策
	5-1-② エネルギー供給体制の確保
	5-1-③ 基幹的な陸上海上交通ネットワークの機能停止対策
5-2 コンビナートや重要な産業施設等の被災	5-2-① 石油コンビナート等の防災対策や事業継続の推進
5-3 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響	5-3-① 金融機関の防災対策の推進
5-4 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	5-4-① 食料等の供給体制の確保
	5-4-② 物流機能等の維持・早期再開
5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、住民生活への甚大な影響	5-5-① 節水対策・雨水利用
	5-5-② 水源かん養林の整備
	5-5-③ 新規水源の確保

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
6-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の長期間にわたる機能停止	6-1-① ライフライン事業者の防災対策の推進
	6-1-② エネルギー供給の多様化
	6-1-③ 水資源の確保や節水型社会の推進
6-2 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	6-2-① 污水处理施設等の防災対策の推進
6-3 基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海、空)の長期間にわたる機能停止	6-3-① 緊急輸送道路等の整備促進
	6-3-② 港湾・漁港施設等の整備促進
	6-3-③ 松山空港の防災対策の推進
	6-3-④ 鉄道施設の耐震・安全対策の推進

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生	7-1-① 市街地の火災対策
	7-1-② 海上・臨海部の広域複合災害対策
	7-1-③ 建物倒壊等による交通麻痺対策
7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生	7-2-① 堤防・護岸等の防災対策
	7-2-② ため池やダム等の防災対策
7-3 有害物質の拡散・流出	7-3-① 有害物質の拡散・流出対策
7-4 農地、森林等の被害	7-4-① 農地・農業水利施設の適切な保全管理
	7-4-② 森林の荒廃対策

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	8-1-① 実効性のある災害廃棄物処理体制の構築
	8-1-② 災害廃棄物処理への協力
8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興できなくなる事態	8-2-① 復旧・復興を担う人材等の確保・育成
	8-2-② 地域コミュニティの活性化
8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失	8-3-① 文化財の防災対策
8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ	8-4-① 長期浸水への対策
	8-4-② 生活再建支援
	8-4-③ 復興計画の作成
8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	8-5-① 風評被害等に対する対策

4-2. 具体的な推進方針の内容

強靱化の推進方針として掲げる74項目の具体的な内容は、次のとおりである。

また、これら方針の実効性を確保するため、推進方針に基づく各施策の個別事業等に取り組むとともに、各施策に取り組んでいくべき担当課を文末に記載している。

なお、施策の達成度や進捗状況を定量的に把握するため、可能な限り重要業績指標(KPI: Key Performance Indicators)を設定し、毎年度、分析・評価や必要な見直し等を行っていく。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

1-1-① 住宅・建築物等の耐震化等

- 本市の住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 84.3%(H25)、特定建築物 77.0%(H27)であることから、市では、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。【建築指導課】
- 耐震化に当たっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設等についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化を更に促進する。【学習施設課、住宅課、管財課、(消)総務課、(消)地域消防推進課、公共建築課、保育・幼稚園課】
- 主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策も併せて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に進める。【学習施設課、住宅課、管財課、(消)総務課、公共建築課、危機管理課】
- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場として安全・安心で快適な教育環境を確保することが重要であることから、平成 29 年度末の校舎等の耐震化完了後も、長寿命化対策と併せ、非構造部材の耐震対策を推進する。【学習施設課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
住宅の耐震化率	85.4% (R2)	90.0% (R7)	建築指導課
特定建築物の耐震化率	81.6% (R2)	90.0% (R7)	建築指導課
木造住宅耐震診断に関する補助申請件数	1,846 件(R1)	—	建築指導課
木造住宅耐震改修工事に関する補助申請件数	535 件 (R1)	—	建築指導課

指 標	策定時	目 標	担当部署
特定建築物の耐震改修等補助事業	69.2% (R1)	100% (R11)	建築指導課
市庁舎(庁舎本館・別館・第3別館・第4別館)の耐震化率	100%	—	管財課
市営住宅の耐震化率(建替え・用途廃止予定を除く。)	100%	—	住宅課
消防庁舎の耐震化率	100%	—	(消)総務課
消防団ポンプ蔵置所の耐震化率	87.3% (R2)	98.94%(R6) →100%(終期未定)	(消)地域消防推進課
私立保育施設等の未耐震施設への補助件数	0件 (R3)	5件 (R11)	保育・幼稚園課
公民館の耐震化率	97.6% (40館、R1)	100% (41館、R4)	学習施設課
小学校施設の耐震化率	100% (227棟、R1)	—	学習施設課
中学校施設の耐震化率	100% (161棟、R1)	—	学習施設課
小学校施設の非構造部材の耐震化率	100% (53校、R1)	—	学習施設課
中学校施設の非構造部材の耐震化率	100% (29校、R1)	—	学習施設課

1-1-② 空き家対策

- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、空き家の除去等を促進する。【住宅課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
除却補助制度を活用し、生活環境に影響を及ぼしている空き家等の改善戸数	62件 (R1)	466件 (R11)	住宅課

1-1-③ 電柱・ブロック塀等に対する対策

- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化やブロック塀等の耐震化を促進する。【道路河川整備課、建築指導課、交通拠点整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
市道の無電柱化区間の延長	12.53km (R1)	16.67km (R11)	道路河川整備課 交通拠点整備課
ブロック塀の耐震化工事件数	0 件(R1)	－	建築指導課

1-1-④ 大規模盛土造成地、盛土等に対する対策

- 大規模盛土造成地について、擁壁の変状の有無などの経過観察を行い、継続的な安全性の確保を図る。【道路河川整備課】
- 既存盛土等に対する安全性把握調査の優先度評価を実施し、盛土等による災害防止の取組を進める。【道路河川整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
経過観察の実施箇所	0箇所/年 (R5)	45箇所/年	道路河川整備課
安全性把握調査の優先度評価の実施率	0%(R5)	100%(R10)	道路河川整備課

1-1-⑤ 火災対策

- 地震発生時等の市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地での市街地整備事業や街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。【都市・交通計画課、道路河川整備課】
- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4mに満たない狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る。【建築指導課】
- 市内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を、着実に進める。【(消)総務課、(消)警防課、(消)地域消防推進課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
防火地域・準防火地域の指定率	14.1% (R1)	－	都市・交通計画課
生活道路整備事業件数	23件/年 (R1)	30 件/年	道路河川整備課
都市計画道路の整備率	72.4% (R3)	75.1% (R11)	都市・交通計画課
拡幅整備事業等件数	49件/年	60 件/年	建築指導課
消防力の整備指針に基づく消防ポンプ自動車の充足率	88.2% (R1)	100% (R11)	(消)総務課
消防団員数の増加を継続	12年連続 増加(R2)	－	(消)地域消防推進課
耐震性を有する防火水槽の拡充整備	151基 (R6)	159基 (R11)	(消)警防課

1-1-⑥ 災害対応能力の向上

- 消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。【危機管理課、(消)総務課、(消)警防課、(消)予防課】
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めるとともに、地域の防災リーダーとなる防災士の育成に積極的に取り組む。【市民防災安全課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
消防力の整備指針に基づく消防ポンプ自動車の充足率〔再掲〕	88.2% (R1)	100% (R11)	(消)総務課
総合防災訓練の実施回数	1回/年	継続	危機管理課
他機関との合同訓練実施数	22回 (R1)	25 回 (R11)	(消)警防課
DMAT等の他機関との合同訓練及び研修等の実施回数	5回 (R5)	5回 (R11)	(消)救急課
自主防災組織による防災訓練の実施回数	1,101回 (R1)	800 回 (R11)	市民防災安全課
防災士の資格取得者	6,047人 (R2)	15,600 人 (R11)	市民防災安全課

1 直接死を最大限防ぐ

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-2-① 海岸保全施設等の整備・耐震化等

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル1津波:おおむね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、計画的かつ着実に進める。【空港港湾課、農林水産施設整備課】
- 河川堤防や水門、樋門¹等の河川管理施設について、大規模地震時にも確実に機能するよう耐震化を進めるとともに、津波遡上により越水が想定されている河川については、堤防のかさ上げを行う。【道路河川管理課】

¹ 堤防の下を通り抜ける、排水・灌漑^{かんがい}用の水路

- 堤防等の整備に当たっては、地域の実情等を十分踏まえた上で、自然との共生及び環境との調和に配慮する。【空港港湾課、道路河川整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
設計津波水位(レベル1津波)に対する海岸堤防・護岸等の整備率	67% (R1)	69% (R11)	農林水産施設整備課、空港港湾課

1-2-② 水門等の閉鎖・閉塞対策

- 津波到達前の確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。【道路河川管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
長沢川水門の自動化・電動化率	100%(R1)	—	道路河川管理課

1-2-③ 津波避難路の確保、津波避難計画の策定及び早期避難の徹底

- 津波からの避難を確実にを行うため、県地震被害想定調査での津波浸水想定のお知らせや防災意識啓発講演等を通じて、津波からの早期避難の徹底に努めるほか、津波から命を守るため、市の津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定等の対策を更に進める。【危機管理課】
- 津波から市民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域を整備する。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
津波避難計画の策定	松山市地域防災計画で包含	—	危機管理課
津波避難訓練の実施	1回/年	継続	危機管理課

1-2-④ 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、市では、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県や防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
南海トラフ地震臨時情報伝達訓練の実施回数	1回／年	継続	危機管理課

1 直接死を最大限防ぐ

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生

1-3-① 河川堤防やダム等の治水施設の整備

- 大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や広域にわたり被害が想定されている河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に推進する。【道路河川整備課】
- 水門・樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を計画的に進める。【道路河川管理課】
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。【下水浄化センター、下水道整備課、給排水設備課】
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する。【空港港湾課、農林水産施設整備課】
- 施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む。【空港港湾課、下水道整備課、道路河川整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
太山寺川の河川改修率	97%(R1)	100%(R6)	道路河川整備課
長沢川水門の長寿命化計画の策定	策定数0(R1)	策定数1(R7)	道路河川管理課
雨水ポンプ場の浸水対策実施率	47%(R1)	53%(R3※達成済)	下水浄化センター
浄化槽の雨水貯留槽転用基数	667基(R1)	740基(R11)	給排水設備課
下水道の都市浸水対策達成率	72.3%(R1)	79%(R8)	下水道整備課
設計津波水位(レベル1津波)に対する海岸堤防・護岸等の整備率〔再掲〕	67%(R1)	69%(R11)	農林水産施設整備課、空港港湾課

1-3-② ハザードマップ・浸水想定区域図等の作成や訓練・情報提供等の実施

- 大規模水害時の避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の周知徹底を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施するなど、地域の防災力を高める。【危機管理課、下水道整備課、農林水産施設整備課、(消)地域消防推進課】
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、水位周知河川の氾濫危険水位等の検証を進めるとともに、市民等に対し、迅速かつ確に河川防災情報を提供する。【危機管理課】
- 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、利用者の円滑かつ迅速な避難を行うため、施設の所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成を促す。【危機管理課、長寿福祉課、保育・幼稚園課、こどもえがお課、子育て支援課、指導監査課、医事薬事課、学校教育課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
水防工法訓練の実施回数	1回／年	継続	危機管理課
水害対応図上訓練の実施回数	1回／年	継続	危機管理課
内水ハザードマップ周知の実施回数	4回／年	4回／年	下水道整備課
洪水ハザードマップの作成率	100%(R1)	—	危機管理課
避難確保計画の策定率	44.1%(R1)	94%(R11)	危機管理課

1-3-③ 土砂災害防止施設の整備

- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。【道路河川整備課】
- 砂防関係施設について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策を計画的に推進する。【道路河川整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
土砂災害防止施設により保全される人家戸数	383 箇所 (R1)	475 箇所 (R11)8件/年	道路河川整備課
土砂災害防止パトロールの実施件数	1回／年 2箇所実施	継続	道路河川整備課

1-3-④ 土砂災害警戒区域等の指定促進等

- 土砂災害警戒情報の発表などの情報を住民に確実に伝達するとともに、ハザードマップ等による住民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。【危機管理課】
- 小・中学校等での防災教育の中で、土砂災害に関する知識の向上や意識啓発を図る。【市民防災安全課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
土砂災害警戒区域の指定箇所数(県指定)	867 箇所 (R1)	1,432 箇所 (R4※達成済)	危機管理課
小・中学校での防災教育の実施回数	0回 (R1)	20回 (R11)	市民防災安全課

1-3-⑤ 農林業保全施設等の整備

- ため池や農業用ダム等農業用施設の耐震対策や洪水対策等を推進するとともに、万が一、ため池等が決壊した場合に備え作成したハザードマップの周知を徹底する。【農林水産施設整備課】
- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【農林水産振興課、農林水産施設整備課】
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。【農林水産振興課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
ため池ハザードマップの掲載件数	27 箇所 (R1)	514 箇所 (R3※達成済)	農林水産施設整備課

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2-1-① 非常用備蓄の促進

- ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じ、市民に対し、7日間程度(うち3日分は非常持出用)の食料等の家庭備蓄を呼びかける。【危機管理課】
- 家庭の備蓄や市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。【危機管理課】
- 東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備の軽油などの燃料が不足し、災害対応や住民生活に大きな支障が生じたことから、県や石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時の燃料供給体制の整備を図る。【管財課、危機管理課、(消)総務課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
災害用公的備蓄食料の備蓄数	85,422食 (R1)	125,000食 (R11)	危機管理課
市の食料備蓄率	68.3%(R1)	100%(R6)	危機管理課
民間企業や各種団体等との応援協定の締結数	158件(R1)	185 件(R11)	危機管理課
消防車両用自家給油所の箇所数	0箇所(R1)	2 箇所(R3※達成済)	(消)総務課

2-1-② 支援物資の受入体制等の整備

- 災害時の食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制の維持・強化を図る。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
民間企業や各種団体等との応援協定の締結数〔再掲〕	158 件(R1)	185 件 (R11)	危機管理課

2-1-③ 水道施設の耐震化等

- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進する。【水道整備課】
- 災害発生時の応急給水拠点となる指定避難所の小中学校に対して、応急給水栓の整備を進める。【水道整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
水道の基幹管路の耐震適合率	36.7%(R1)	48%(R11)	水道整備課
重要施設への給水ルート耐震化状況	23箇所(R1)	48箇所(R11)	水道整備課
工業用水道施設の管路耐震適合率	21.4%(R1)	35%(R11)	水道整備課
応急給水栓整備率	39.2%(R1)	100%(R6)	水道整備課

*工業用水道施設の管路耐震適合率は、未供用管を含めて算定

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 山間部や離島での、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

2-2-① 道路や港湾等の防災対策の強化

- 本市では、市域の広い範囲が山地となっているほか、瀬戸内海に多くの有人離島を有しており、大規模災害時には多くの孤立集落の発生が予想される。このため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等の防災対策を着実に進める。【都市・交通計画課、道路河川管理課、道路河川整備課、空港港湾課】
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する。【都市・交通計画課、道路河川管理課、道路河川整備課、空港港湾課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
離島航路等が就航している係留施設の整備率	100%(R1)	—	空港港湾課

2-2-② 孤立集落対策の充実

- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。【危機管理課】
- 空からの救出・救助や物資の輸送のほか救急患者の搬送等を円滑に行うため、緊急時離着陸場等(ヘリポートや人員等の引き上げが可能な場所を含む。)を確保する。また、必要に応じて、緊急時離着陸場であることを示す対空標示(Hマーク)の設置を促進する。【(消)警防課】
- 緊急時の避難ルートの検討や要配慮者への支援など必要な取組を進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
IP無線機の整備台数	103 台(R3)	—	危機管理課
緊急時離着陸場等の整備箇所	緊急時離着陸場47箇所(うちヘリポート2箇所)ランデブーポイント ¹ 17箇所(R1)	随時、適地があれば整備していく	(消)警防課

¹ ドクターヘリの離着陸場(傷病者を引き継ぐための救急車との合流地点)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

2-3-① 救助・救急機関等との連携の強化

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る。【危機管理課、(消)警防課、(消)救急課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
総合防災訓練の実施回数〔再掲〕	1回／年	継続	危機管理課
他機関との合同訓練実施数〔再掲〕	22回(R1)	25回(R11)	(消)警防課
DMAT等の他機関との合同訓練及び研修等の実施回数〔再掲〕	5回(R5)	5回(R11)	(消)救急課

2-3-② 消防施設の耐震化や資機材等の充実

- 救出・救助活動の中心となる消防について、体制強化等を図るほか、防災拠点となる消防施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る。【(消)総務課、(消)警防課、(消)通信指令課】
- 地域防災の中核を担う消防団員については、関係団体と連携して加入の働き掛けを強化するとともに、装備資機材の充実を図る。【(消)地域消防推進課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
消防力の整備指針に基づく消防ポンプ自動車の充足率〔再掲〕	88.2%(R1)	100%(R11)	(消)総務課
高度救助用器具の更新整備	9品目(R2)	R12 8品目 R16 1品目(R7)	(消)警防課
ドローン操縦者数	89人(R6)	120人(R11)	(消)警防課
消防団員数の増加を継続〔再掲〕	12年連続増加(R2)	—	(消)地域消防推進課

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

2-4-① 帰宅困難者等への対策

- 事業所等では、被災して従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄に努める。【危機管理課】

- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と締結した応援協定に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する。【危機管理課】
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。【都市・交通計画課、道路河川管理課、道路河川整備課、空港港湾課】

2-4-② 観光客の帰宅困難対策

- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、地域の宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める。【危機管理課、観光・国際交流課】

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

2-5-① エネルギー供給の長期途絶対策

- 大規模災害時での電力供給の途絶に備え、防災拠点や病院等の医療機関の自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。【管財課、(消)総務課、医事薬事課】
- 各ライフライン機関では、被災地の救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるとともに、自治体でも、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、各機関との連携強化に努める。【医事薬事課、危機管理課、(消)警防課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
庁舎本館地下1階非常用自家発電設備の、既存地下燃料タンクに加え、地上型燃料タンク増設により容量増加	88.2% (R1)	100% (R4※達成済)	管財課
自家発電設備無補給運転可能時間が72時間以上の消防署の率	0% (0署、R1)	100% (4署、R3※達成済)	(消)総務課
災害拠点病院の耐震化率	75%(R1)	100% (R3※達成済)	医事薬事課
他機関との合同訓練実施数〔再掲〕	22回(R1)	25回(R11)	(消)警防課

2-5-② 災害医療体制の充実強化

- 大規模災害に備え、災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に必要な資機材の整備に努めるほか、ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制の整備や災害医療に従事する人員の育成などを行うことにより、災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る。【医事薬事課】
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。【医事薬事課】
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る。【医事薬事課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
災害医療体制の充実強化に関する県との協議回数	1回／年	継続	医事薬事課
関係機関との協定締結	1団体との協定を継続する(R2)	継続	医事薬事課
支援体制の強化に関する県との協議回数	1回(R1)	継続	医事薬事課

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6 被災地での疫病・感染症等の大規模発生

2-6-① 疫病・感染症対策、遺体対策等の体制整備

- 大規模災害時の疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時には、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る。【保健予防課、(消)救急課】
- 大規模災害時に避難先での疫病・感染症の拡大を防止するため必要な物資などの配備を進める。【危機管理課】
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が、速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める。【生活衛生課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
DMAT等の他機関との合同訓練及び研修等の実施回数	5 回 (R5)	5 回 (R11)	(消)救急課
避難所での感染症予防対策 ・マスク ・手指消毒用アルコール	56,000枚(R1) 288本(R1)	89,000枚(R11) 1,200本(R3※達成済)	危機管理課

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

2-7-① 福祉避難所の指定促進、運営体制の支援

- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所を確保するとともに、社会福祉施設等の管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、市が開設する福祉避難所の実施体制の充実に向けた支援を行う。【長寿福祉課、障がい福祉課、危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
福祉避難所(高齢福祉課所管)への収容可能人数	3,465 人 (R2)	増加するよう努める	長寿福祉課
福祉避難所(障がい福祉課所管)への収容可能人数	1,135人 (R1)	1,300人 (R7)	障がい福祉課
福祉避難所の設置運営訓練の実施回数	2回(R1)	1年に1回以上実施	長寿福祉課

2-7-② 保健衛生活動や福祉支援体制の充実強化

- 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用し、県と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る。【医事薬事課、健康づくり推進課、保健予防課】
- 県と連携しながら、大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム(DH EAT)」の隊員養成に向けた研修会の開催や、活動マニュアルの整備等により運用体制を強化する。【医事薬事課、健康づくり推進課、保健予防課】
- 県と連携しながら、医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「要配慮者支援チーム」の隊員養成や運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る。【長寿福祉課、障がい福祉課、医事薬事課、健康づくり推進課、保健予防課】

2-7-③ 避難所運営マニュアルの整備

- 大規模災害時の避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
避難所運営管理マニュアルの作成	作成(H20)	—	危機管理課
避難所ごとのマニュアルの作成	0箇所(R1)	331箇所(R9)	危機管理課

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

3-1-① 災害対策本部の機能強化

- 大規模災害時に市の災害対策の拠点となる各庁舎の耐震化や津波対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。【管財課、危機管理課】
- 市災害対策本部について、円滑に災害対応ができるよう、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保や整備に取り組む。【職員厚生課、管財課、危機管理課】
- 市災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行うとともに、主要メンバーを中心に防災士の資格取得を促進する。【危機管理課】
- 大規模災害時に迅速かつ的確な支援を行えるよう設定したカウンターパート関係について、パートナー市町担当者間の交流や防災情報の共有などにより、平時から相互支援の関係性構築に努める。【人事課、危機管理課】
- 感染症流行時は、市災害対策本部の要員へ、体温計測、マスクの着用及び手指消毒を徹底するなど感染防止対策に努める。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
市庁舎(庁舎本館・別館・第3別館・第4別館)の耐震化率〔再掲〕	100%	—	管財課
庁舎本館地下1階非常用自家発電設備の、既存地下燃料タンクに加え、地上型燃料タンク増設により容量増加〔再掲〕	88.2%(R1)	100%(R4※達成済)	管財課
図上型防災訓練の実施回数	1回(R1)	2回(R11)	危機管理課
応援・受援訓練の実施回数	2回/年	継続	危機管理課

3-1-② 通信・情報共有システムの充実

- 大規模災害時に、国や県、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、防災通信システムの充実を図るとともに、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る。【危機管理課】

- 大規模災害時に、迅速かつ的確な医療救護活動を展開するため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)やDMHISS(災害精神保健医療情報支援システム)の運用体制を整備する。【医事薬事課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
防災通信システム等による情報伝達訓練の実施回数	1 回 (R1)	2 回 (R11)	危機管理課
EMIS登録医療機関を対象とした定期入力訓練の実施回数	12回/年	継続	医事薬事課

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4-1-① 防災拠点施設等の停電対策

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設での、防災通信システムや災害情報システムなど災害時の情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、燃料を確保する。【管財課、(消)総務課】
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設(中継局等も含む。)の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める。【管財課、(消)通信指令課】
- 防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)で、公衆無線LAN環境の整備を推進する。【危機管理課、システム管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
庁舎本館地下1階非常用自家発電設備整備率	100%	—	管財課
通信指令システム用自家発電設備の無補給運転可能時間	5時間(R1)	72時間 (R3※達成済)	(消)総務課

4-1-② 通信事業者との連携強化

- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
通信事業者との災害訓練の実施回数	1 回/年	継続	危機管理課

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能

4-2-① テレビ・ラジオ放送の中断等対策

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対する確かな情報提供ができるよう整備した松山市デジタル防災行政無線や、防災ポータル、Ｌアラート(災害情報共有システム)や全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の充実を図るとともに、緊急速報メールや県防災メール、まつやま防災メールの普及を促進する。【危機管理課】

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

4-3-① 災害関連情報の伝達手段の多様化等

- 災害関連情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、『全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災ポータル、Ｌアラート(災害情報共有システム)、防災メール、まつやま防災メール、緊急速報メール、SNS』など伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。【危機管理課】
- システム等の運用に当たっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関などと連携し、確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。【危機管理課、医事薬事課】
- 情報収集・提供手段の整備に加え、自治体等で、関係機関等から提供された情報の重要性を迅速に判断し、的確かつ効果的に住民に伝達する人材の育成を図る。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
住民への情報伝達訓練の実施回数	1 回 (R1)	2 回 (R11)	危機管理課
県との協議回数	0 回 (R1)	継続	医事薬事課

4-3-② 市民の防災・減災意識の向上等

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、市ホームページや防災リーフレット、広報紙、減災キャンペーン、防災意識啓発講演など、あらゆる機会を捉え、地域の災害発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。【市民防災安全課】

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動が取れるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練など市民を対象とした実働的な訓練を実施するなど、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。【危機管理課】
- 学校では、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域と連携した防災力の向上を積極的に推進する。また、防災教育プログラムを開発し、小学生から高齢者まで切れ目のない防災リーダーを育成する。【市民防災安全課、学校教育課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
シェイクアウト訓練の実施回数	1 回／年	継続	危機管理課
教職員の防災士資格の取得者数	299 人(R1)	防災士養成講座講習会の参加を促す	学校教育課
小・中学校での防災教育の実施回数〔再掲〕	0 回(R1)	20 回(R11)	市民防災安全課

4-3-③ 適切な避難行動の呼びかけ等

- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生するおそれがある場合、市は、空振りを恐れず、適切に住民に対し避難指示等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行う。【危機管理課】
- 台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、市、防災関係機関はもとより、市民や事業者にも、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン(防災行動計画)」の作成を進める。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
松山市避難情報判断・伝達マニュアルの作成	作成(H10)	－	危機管理課
タイムライン(防災行動計画)の作成	案作成(R1)	作成 (R2※達成済)	危機管理課

4-3-④ 災害弱者対策

- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える。【長寿福祉課、障がい福祉課、すすく支援課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
福祉避難所の指定状況の把握と情報提供の実施回数	随時公開	－	長寿福祉課
避難行動要支援者(高齢福祉課所管)の登録者数	4,791 人 (R1)	－	長寿福祉課
避難行動要支援者(障がい福祉課所管)の登録者数	923 人 (R1)	－	障がい福祉課
避難行動要支援者(健康づくり推進課所管)の登録者数	2人 (R2)	－	すくすく支援課

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

5-1-① サプライチェーンの寸断対策

- 大規模災害発生時のサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画(BCP)の策定に努めるほか、市も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行う。【ふるさと納税・経営支援課】
- 農業や漁業のサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合の防災対策を促進する。【農林水産振興課】

5-1-② エネルギー供給体制の確保

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関で、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、自治体でも、平時から訓練や連絡会議等を実施し、連携体制を強化する。【危機管理課】
- 特に燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。【管財課、危機管理課、(消)総務課】

5-1-③ 基幹的な陸上海上交通ネットワークの機能停止対策

- 大規模災害により、瀬戸内しまなみ海道や高速道路、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する。【都市・交通計画課、道路河川管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
「松山市道路橋長寿命化修繕計画」に基づく橋梁対策工事の実施箇所数	98 箇所 (H30)	139 箇所 (R7)	道路河川管理課

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2 コンビナートや重要な産業施設等の被災

5-2-① 石油コンビナート等の防災対策や事業継続の推進

- 県と連携し、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等を通じ、防災対策を推進する。【(消)予防課】
- コンビナート事業所による事業継続計画(BCP)や事業継続マネジメント(BCM)の策定のほか、継続して事業を実施するための取組を強化するよう、事業者働きかける。【(消)予防課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
石油コンビナートでの防災訓練の実施回数	1回/年	1回/年	(消)予防課
重要度の高い高圧ガス設備の耐震化率	100%(H30)	—	(消)予防課

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

5-3-① 金融機関の防災対策の推進

- 本市では、市内の主要な金融機関と災害時の連携協力協定を締結しているところであるが、引き続き協定に基づく取組を推進する。【危機管理課】
- 各金融機関は、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画(BCP)の策定等の防災対策の着実な推進について、事業者働きかける。【危機管理課】

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-4 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

5-4-① 食料等の供給体制の確保

- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。【農林水産振興課】

5-4-② 物流機能等の維持・早期再開

- 大規模災害時の人や物資等の緊急輸送に備え、市と関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進する。【危機管理課、市場管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
物流事業者等との災害訓練の実施回数	1回/年	継続	危機管理課

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、住民生活への甚大な影響

5-5-① 節水対策・雨水利用

- 節水や雨水利用を促進する助成制度を実施するほか、節水などを呼びかけるための啓発イベント等を実施する。【水資源対策課、企画総務課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
節水ハンドブックの配布数	8,601 冊(R1)	8,000 冊(R11)	水資源対策課
雨水タンク(小規模)助成金の交付申請件数	45 件 (R1)	60 件 (R11)	水資源対策課

5-5-② 水源かん養林の整備

- 水源かん養林となる森林を保全するとともに、新たなかん養林の整備を行い、異常渇水が発生するおそれを軽減する。【水資源対策課・農林水産振興課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
新たな水源かん養林の植栽面積	11.9ha(R1)	61ha(R11)	農林水産振興課

5-5-③ 新規水源の確保

- 安定した上水供給を行うため、新たな水資源関連施設の整備等を促進することにより、異常渇水に備える。【水資源対策課】

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の長期間にわたる機能停止

6-1-① ライフライン事業者の防災対策の推進

- 大規模災害による電力、ガス、上下水道、工業用水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する。また、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図る。【危機管理課】
- 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
ライフライン機関との復旧訓練の実施回数	1 回／年	継続	危機管理課
ライフライン機関との連絡会議の実施回数(防災会議)	必要に応じ て実施	必要に応じ て実施	危機管理課

6-1-② エネルギー供給の多様化

- 自律分散型のエネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光や燃料電池、蓄電池等を用いたエネルギーシステムの導入を推進する。【環境モデル都市推進課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
太陽光発電システム設置累計補助件数	13,576 件 (H30)	17,400 件 (R11)	環境モデル都市 推進課
燃料電池システム設置累計補助件数	482 件 (H30)	1,300 件 (R11)	環境モデル都市 推進課

6-1-③ 水資源の確保や節水型社会の推進

- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。【農林水産振興課、水資源対策課】
- 「最も安価で即効性のある節水を徹底するとともに、水資源の有効利用や保全策などあらゆる対策を講じた上で、それでもなお足りない部分については、新規水源開発で賄う」ことを基本スタンスに、節水型都市づくりを推進する。【水資源対策課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
新たな水源かん養林の植栽面積〔再掲〕	11.9ha (R1)	61ha (R11)	農林水産振興課
節水ハンドブックの配布数〔再掲〕	8,601 冊 (R1)	8,000 冊 (R11)	水資源対策課
雨水タンク(小規模)助成金の交付申請件数〔再掲〕	45 件 (R1)	60 件 (R11)	水資源対策課

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

6-2-① 汚水処理施設等の防災対策の推進

- 大規模災害時の公衆衛生問題や交通障害等の発生を防止するため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、迅速な復旧が図られるよう、これら施設の業務継続計画(BCP)の策定を促進する。【下水浄化センター、下水道管理課】
- 下水道施設等の耐震化の推進と併せ、管理機関間の相互連携や代替性の確保など、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。【下水道整備課、下水道管理課】
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する。【環境指導課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
下水処理場の機能確保率	36% (R1)	100% (R8)	下水浄化センター
汚水中継ポンプ場の耐震化率	58% (R1)	92% (R9)	下水浄化センター
国のマニュアル改訂による下水道業務継続計画の見直し	—	—	下水道整備課
管渠改善率	0.1% (R5)	0.2% (R11)	下水道管理課
ストックマネジメントの導入	0導入(R1)	1導入 (R3※達成済)	下水浄化センター 下水道管理課
マンホールトイレ整備計画 (マンホールトイレ設置校数)	14校(R1)	54校(R9)	下水道管理課
合併処理浄化槽利用人口の普及率	24.1% (H30)	26.0% (R8)	環境指導課

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海、空)の長期間にわたる機能停止

6-3-① 緊急輸送道路等の整備促進

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、山間部・離島等の孤立のおそれのある迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面等防災や無電柱化等の防災対策を推進する。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進める。【道路河川整備課、交通拠点整備課、建築指導課、下水道管理課】

- 広域的な緊急輸送や救援が円滑に行えるよう、高速道路ネットワーク(松山IC)と松山都市圏域の主要物流拠点(松山空港、松山港)や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路(インター東線、インター線、空港線)」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道196号間の早期事業化に努める。【都市・交通計画課】
- 標高表示板等の整備を通じ、災害時に避難誘導の支援を行うとともに、主要道路に道路ライブカメラを設置することにより、災害時に最新の道路状況を提供する。また、災害時に継続して情報提供できるよう、道路情報提供装置の通信回線の多重化を進める。【道路河川管理課】
- 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。【道路河川管理課】
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。【道路河川管理課、農林水産施設整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
緊急輸送道路指定路線上の重要橋梁整備率	85% (H30)	100%(R8)	道路河川整備課
市道の無電柱化区間の延長〔再掲〕	12.53km (R1)	16.67km (R11)	道路河川整備課 道路河川整備課、 交通拠点整備課
ブロック塀の耐震化工事件数〔再掲〕	0件(R1)	—	建築指導課
都市計画道路の整備率〔再掲〕	72.0% (R1)	75.1% (R11)	都市・交通計画課

6-3-② 港湾・漁港施設等の整備促進

- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。【空港港湾課、農林水産施設整備課】
- 港湾や漁港が被災した場合でも速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ松山市空港港湾課防災組織計画を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、毎年見直し等を実施するなど、計画の実効性を高める。【空港港湾課、農林水産施設整備課】

6-3-③ 松山空港の防災対策の推進

- 松山空港は、県内唯一の空港であり、人的・物的支援の窓口になるだけでなく、災害時には広域医療搬送拠点となるなど重要な防災拠点であることから、平時から連絡会議や合同訓練等を通じ、連携を強化する。【危機管理課、空港港湾課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
滑走路の耐震化	緊急時に必要な滑走路 2,000mは耐震化済(H29)	—	空港港湾課

6-3-④ 鉄道施設の耐震・安全対策の推進

- 鉄道施設は、災害時の避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、松山駅周辺整備事業を進めるとともに、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。【都市・交通計画課、交通拠点整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
JR松山駅高架橋の整備延長	0km(H21)	2.4km(R6)	交通拠点整備課

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

7-1-① 市街地の火災対策

- 地震発生時等の市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地での市街地整備事業や街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。【都市・交通計画課】〔再掲〕
- 市内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を、着実に進める。【(消)総務課、(消)警防課、(消)地域消防推進課】〔再掲〕
- 地震や津波による都市ガスやLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。【(消)予防課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
都市計画道路の整備率〔再掲〕	72.4%(R3)	75.1%(R11)	都市・交通計画課
消防力の整備指針に基づく消防ポンプ自動車の充足率〔再掲〕	88.2%(R1)	100%(R11)	(消)総務課
消防団員数の増加を継続〔再掲〕	12年連続増加(R2)	—	(消)地域消防推進課
耐震性を有する防火水槽の拡充整備〔再掲〕	151基(R6)	159基(R11)	(消)警防課
届出のあったガス放出防止装置等の設置状況	100%(H31)	—	(消)予防課

7-1-② 海上・臨海部の広域複合災害対策

- 臨海部で危険物質を取り扱う施設について、大規模タンク等の耐震基準への適合状況を確認するとともに、危険物施設の浸水対策指導等の地震・津波対策を着実に進める。【(消)予防課】
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク、高圧ガス容器等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。【空港港湾課】
- 災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携し、対策を進める。【空港港湾課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
重要度の高い高圧ガス設備の耐震化率〔再掲〕	100% (H30)	—	(消)予防課

7-1-③ 建物倒壊等による交通麻痺対策

- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。【建築指導課】
- 災害時には、自動車の通行実績等のビッグデータを活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。【都市・交通計画課、道路河川管理課】
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。【危機管理課】

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

7-2-① 堤防・護岸等の防災対策

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化やかさ上げ等を計画的に進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。【農林水産施設整備課、空港港湾課、道路河川管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
設計津波水位(レベル1津波)に対する海岸堤防・護岸等の整備率〔再掲〕	67% (R1)	69% (R11)	農林水産施設整備課、空港港湾課
長沢川水門の耐震化率	100%(R1)	—	道路河川管理課

7-2-② ため池やダム等の防災対策

- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池について、耐震化等の防災対策を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。【農林水産施設整備課】
- ため池が決壊した場合に下流域住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載したため池ハザードマップの周知を徹底する。【農林水産施設整備課】
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、^{たんすい}湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。【道路河川管理課、農林水産施設整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
農道橋(2橋)の耐震化率 (菟越橋、東方大橋)	100% (R1)	—	農林水産施設整備課
ため池ハザードマップの掲載件数 〔再掲〕	27 件 (R1)	514 件 (R3※達成済)	農林水産施設整備課

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 有害物質の拡散・流出

7-3-① 有害物質の拡散・流出対策

- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努めるよう、事業者に働きかける。【医事薬事課、(消)予防課】
- 市は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。【医事薬事課、(消)予防課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
重要度の高い高圧ガス設備の耐震化率〔再掲〕	100%(H30)	—	(消)予防課

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 農地、森林等の被害

7-4-① 農地・農業水利施設の適切な保全管理

- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を生かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。【農林水産施設整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
農地や農業用水などの保全活動に取り組む面積	956ha (R1)	874ha (R6)	農林水産施設整備課

7-4-② 森林の荒廃対策

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれることで、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業など、効果的な山地防災対策を着実に進める。

【農林水産振興課、農林水産施設整備課】

- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【農水振興課】〔再掲〕
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や環境教育を推進する。【農林水産振興課】〔再掲〕

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
森林整備(間伐)の実施面積	46.2ha(R1)	670ha(R11)	農林水産振興課

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

8-1-① 実効性のある災害廃棄物処理体制の構築

- 県・市の災害廃棄物処理計画に基づき、市の災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する市職員のスキルアップを図る。【環境モデル都市推進課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
災害廃棄物処理を担当する市職員の研修実施回数	1 回以上/年	1 回以上/年	環境モデル都市推進課

8-1-② 災害廃棄物処理への協力

- 県、市町、(一社)えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく災害時の具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制の構築を図る。【廃棄物対策課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく協議の回数	1 回以上／年	1 回以上／年	廃棄物対策課

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興できなくなる事態

8-2-① 復旧・復興を担う人材等の確保・育成

- 大規模災害時に道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、現在実施している建設業BCP認定制度を継続して実施するとともに、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。【危機管理課】
- 市等(消防等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国・県や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。【人事課、危機管理課、(消)警防課】
- 市社会福祉協議会や市内ボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。【長寿福祉課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
松山市災害時受援計画の策定	R2 年 1 月策定	—	危機管理課
災害時救援物資供給マニュアルの策定	未策定(R1)	R11 年度までに策定	危機管理課
緊急消防援助隊や県内応援に係る受援計画の策定	H25 年2月改正	令和 7 年度に改正	(消)警防課
災害ボランティア養成講座の参加者数	14 人(H30)	50 人(R11)	長寿福祉課

8-2-② 地域コミュニティの活性化

- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域コミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野での地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題の解決に取り組むため、関係団体間での地域協働ネットワークの構築を支援し、災害時にも応用可能な、平時から顔の見える関係づくりを推進する。【市民防災安全課、(消)地域消防推進課、まちづくり推進課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
自主防災組織の訓練参加者数〔再掲〕	75,000 人 (R1)	104,000 人 (R11)	市民防災安全課

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

8-3-① 文化財の防災対策

- 災害発生時に被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上と全市的な防災体制の強化を図る。【観光・国際交流課、道後温泉事務所、子規記念博物館、(消)予防課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
文化財災害対応訓練等の開催回数	1～3回／年	2～3回／年	観光・国際交流課 道後温泉事務所 (消)予防課

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

8-4-① 長期浸水への対策

- 標高の低い地域等の長期浸水が見込まれる地域で、地震や津波、洪水・高潮等による浸水を防ぐため、海岸堤防・河川堤防等の耐震化を着実に推進するとともに、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行うなど、早期に浸水を解消するための排水対策を推進する。【危機管理課、農林水産施設整備課、空港港湾課、道路河川管理課】
- 農地の^{たんすい}湛水被害を防止するため、^{たんすい}湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する。【農林水産施設整備課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
設計津波水位(レベル1津波)に対する海岸堤防・護岸等の整備率〔再掲〕	67% (R1)	69% (R11)	農林水産施設整備課、空港港湾課

8-4-② 生活再建支援

- 避難所での、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営を行う人材の育成に努める。【市民防災安全課、危機管理課】
- 災害時に避難所や仮設住宅地等として活用が予定されている都市公園について、非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進める。【市街地整備課】
- 土地境界等を明確にし、災害後の円滑かつ早急な復旧復興を進めるため、地籍調査等を計画的に推進する。【都市生活サービス課】
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進する。【都市・交通計画課、建築指導課】
- 災害により住宅等をなくした方に速やかに住居が提供できるよう、応急仮設住宅の建設や民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図る。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する。【住宅課】
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、周知に努め、速やかに実施できる体制を整備する。【市民生活課】
- 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため県及び市町が共同で導入した電子システムについて、県と市町が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。【危機管理課、支所(市民課)】
- 被災から速やかに生活を再建できるよう、個人市民税や固定資産税など被災時の市税の特例措置(減免、申告等の期限延長、納税の猶予等)を適切に実施する体制を整備する。【納税課、市民税課、資産税課】
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及を促進する。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
主要となる指定避難所への避難所運営資機材の整備率	97.9% (R1)	100% (R2※達成済)	危機管理課
防災リーダー育成研修の受講者数	0 人(R1)	800 人(R11)	市民防災安全課
地籍調査の完了率 ※不動産登記法14条地図作成、国土調査法19条5項指定含む。	約 45% (H30)	53.2%(R11)	都市生活サービス課
被災宅地危険度判定調整員の人数	178 人 (R4)	現状維持を目標とする	都市・交通計画課
被災建築物応急危険度判定士の人数	49 人(R1)	－	建築指導課
応急仮設住宅建設を所管する愛媛県が、原則、毎年実施する模擬訓練への参加	毎年参加	継続	住宅課
被災者支援連携システム操作研修の開催回数	0 回 (R1)	2 回 (R11)	危機管理課
市税の減免や猶予等の申請受付後、迅速に対応できる体制を整える	－	－	納税課、市民税課、資産税課

8-4-③ 復興計画の作成

- 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域で、被災後の復興を考える取組を支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める。【危機管理課】

■重要業績指標

指 標	策定時	目 標	担当部署
事前復興まちづくりの意識啓発に関する掲載	松山市地域防災計画で包含	－	危機管理課

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

8-5-① 風評被害等に対する対策

- 災害発生時の地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。【危機管理課】

4-3. 施策分野ごとの強靱化の推進方針

「施策分野ごとの強靱化の推進方針」は、参考資料2として巻末に添付している。
 なお、各施策分野の市の主な担当部課は以下のとおりである。

【個別施策分野】

施策分野	主な担当部課
①行政機能、消防等、 防災教育等	●総務部(人事課、職員厚生課) ●理財部(管財課、納税課、市民税課、資産税課) ●防災危機管理部(危機管理課、市民防災安全課) ●坂の上の雲まちづくり部(まちづくり推進課) ●市民部(支所(市民課)) ●開発建築部(市街地整備課) ●教育委員会(学校教育課) ●消防局(総務課、予防課、警防課、通信指令課、地域消防推進課、救急課)
②住宅・都市、国土保全、 土地利用	●理財部(管財課) ●防災危機管理部(危機管理課) ●環境部(環境指導課) ●都市整備部(都市・交通計画課、道路河川整備課、道路河川管理課、空港港湾課、交通拠点整備課) ●開発建築部(住宅課、公共建築課、建築指導課) ●公営企業局(企画総務課、上下水道料金課、下水道整備課、下水浄化センター) ●教育委員会(学習施設課) ●消防局(総務課、予防課、地域消防推進課)
③保健医療・福祉	●理財部(管財課) ●防災危機管理部(危機管理課) ●福祉推進部(長寿福祉課、障がい福祉課) ●健康医療部(医事薬事課) ●こども家庭部(すくすく支援課) ●都市整備部(空港港湾課) ●消防局(総務課、救急課)
④産業、金融、エネルギー	●理財部(管財課) ●防災危機管理部(危機管理課) ●健康医療部(医事薬事課) ●環境部(環境モデル都市推進課) ●産業経済部(ふるさと納税・経営支援課) ●消防局(総務課、予防課、警防課)
⑤ライフライン、情報通信	●理財部(管財課) ●総合政策部(水資源対策課、システム管理課) ●防災危機管理部(危機管理課) ●健康医療部(医事薬事課) ●都市整備部(都市・交通計画課、道路河川管理課) ●農林水産部(農林水産施設整備課) ●消防局(総務課、警防課、通信指令課) ●公営企業局(企画総務課、下水浄化センター、水道管路管理センター)

⑥交通・物流	●防災危機管理部(危機管理課) ●都市整備部(都市・交通計画課、道路河川整備課、道路河川管理課、空港港湾課、交通拠点整備課) ●開発建築部(建築指導課) ●産業経済部(農林水産振興課、市場管理課) ●消防局(警防課)
⑦農林水産	●総合政策部(水資源対策課) ●都市整備部(道路河川管理課) ●農林水産部(農林水産振興課、農林水産施設整備課)
⑧環境	●健康医療部(医事業事課) ●環境部(環境モデル都市推進課、環境指導課) ●消防局(予防課)

【横断的施策分野】

施策分野	主な担当部課
①リスクコミュニケーション	●総務部(人事課、職員厚生課) ●理財部(管財課) ●防災危機管理部(危機管理課、市民防災安全課) ●坂の上の雲まちづくり部(まちづくり推進課) ●福祉推進部(長寿福祉課、障がい福祉課、指導監査課) ●健康医療部(医事業事課) ●こども家庭部(すくすく支援課、保育・幼稚園課) ●環境部(環境モデル都市推進課) ●都市整備部(都市・交通計画課、道路河川整備課、道路河川管理課、空港港湾課) ●公営企業局(企画総務課) ●産業経済部(観光・国際交流課、道後温泉事務所、農林水産振興課、市場管理課) ●教育委員会(学校教育課) ●消防局(総務課、予防課、警防課、地域消防推進課、救急課)
②人材育成	●防災危機管理部(危機管理課、市民防災安全課) ●福祉推進部(長寿福祉課) ●健康医療部(医事業事課) ●都市整備部(都市・交通計画課) ●開発建築部(建築指導課)
③官民連携	●理財部(管財課) ●防災危機管理部(危機管理課) ●健康医療部(医事業事課) ●環境部(環境モデル都市推進課) ●都市整備部(都市・交通計画課、道路河川整備課、道路河川管理課、空港港湾課) ●公営企業局(企画総務課、下水浄化センター) ●産業経済部(ふるさと納税・経営支援課、観光・国際交流課) ●消防局(総務課、予防課)
④老朽化対策	●防災危機管理部(危機管理課) ●都市整備部(都市・交通計画課、道路河川管理課、空港港湾課) ●産業経済部(農林水産振興課) ●教育委員会(学習施設課) ●公営企業局(下水浄化センター、水道管路管理センター)
⑤地域づくり	●防災危機管理部(危機管理課、市民防災安全課) ●坂の上の雲まちづくり部(まちづくり推進課) ●産業経済部(農林水産振興課) ●消防局(地域消防推進課)

第5章 施策の重点化

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、人命保護を最優先に、強靱化に資する緊急性や効果の大きさ等を踏まえ、次の15の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を重点化プログラムとして設定する。

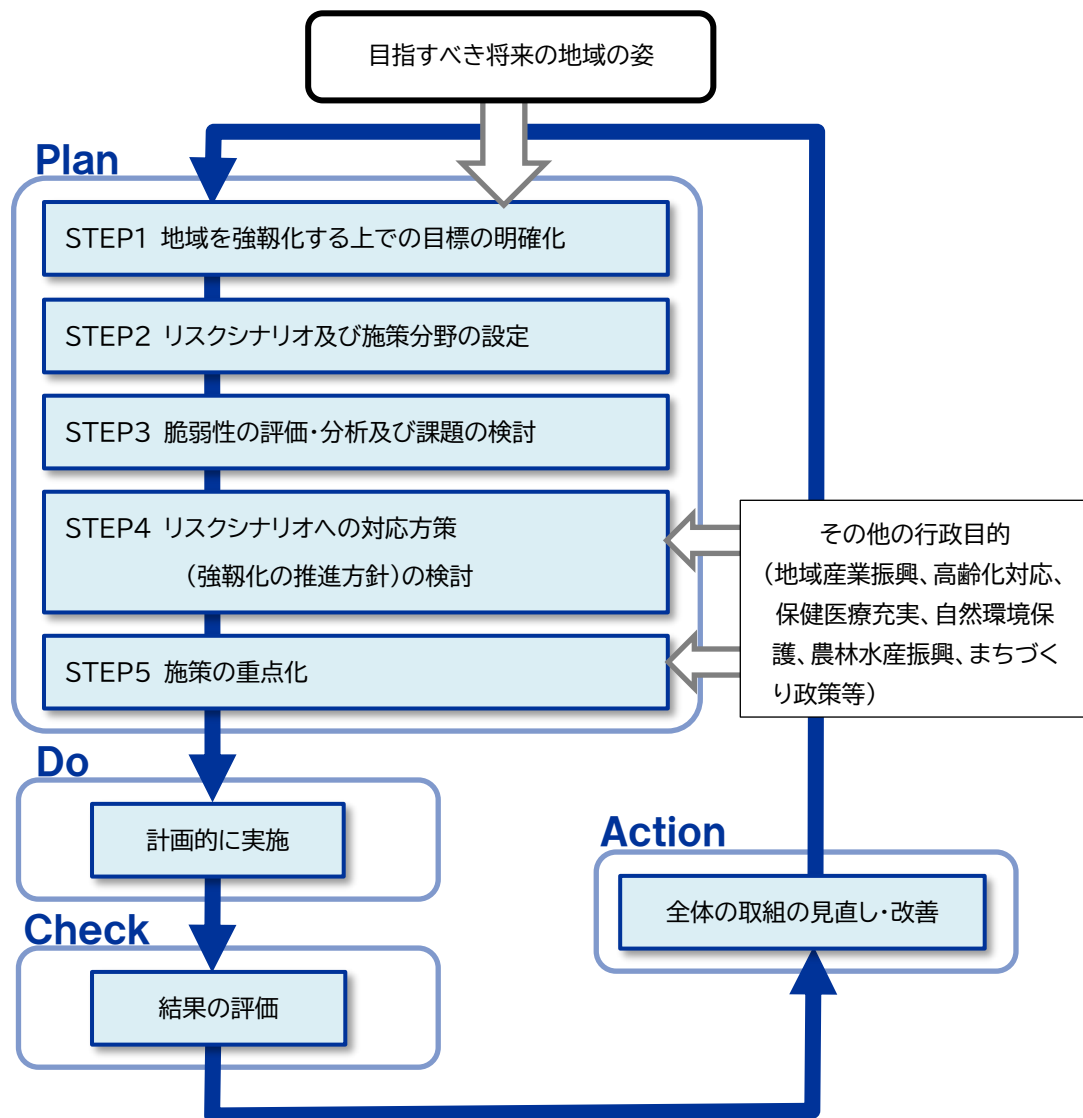
事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	山間部や離島で、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
		2-3	消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、住民生活への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海、空)の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興できなくなる事態

第6章 計画の推進

本計画については、市を挙げて取り組んでいくほか、市の他計画の強靱化に関する箇所を、本計画に沿った内容に修正・調整していく。

また、本市の強靱化を着実に進めていくため、本計画に基づき各種施策を実施するとともに、重要業績指標を用いて、毎年度、計画の達成度や進捗状況を分析・評価し、必要に応じて見直しをするというPDCAサイクルを繰り返し実施していくこととする。

さらには、愛媛県地域強靱化計画や、関係機関や民間の取組等を踏まえ、県、市民、事業者と連携し、計画を推進していくこととする。



松山市国土強靱化地域計画の推進イメージ図

参考資料

1. 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの脆弱性の評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

- 本市の住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 84.3%(H25)、特定建築物 77.0%(H27)であり、市では、今後住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。
- 耐震化を行う施設としては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設等についても耐震化を促進する必要がある。
- 耐震化については、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策も合わせて進める必要がある。
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家については、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、空き家の除去等を促進する必要がある。
- 避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱については、無電柱化を進めるとともに、ブロック塀についても耐震化を促進する必要がある。
- 大規模盛土造成地については、大規模地震発生時に、崩壊などの恐れがあるため、その位置等を示した大規模盛土造成マップの周知を行う必要がある。
- 大規模盛土造成地については、安全性を調査するとともに、危険な盛土については対策工事を行う必要がある。
- 木造住宅密集市街地は、地震発生時等に市街地の火災延焼を防止するため、各種対策を行う必要がある。
- 4mに満たない狭あい道路については、市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害となることから、狭あい道路の調査・情報整備を行うとともに、対策を検討する必要がある。
- 市内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に対しては、迅速な対応が必要となることから、消防施設の耐震化や資機材の充実等の対策を、着実に進める必要がある。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等については、地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになる。地域の「共助」を担う自主防災組織については、活動の活性化に努めるとともに、地域防災リーダーの育成を行う必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル1津波:概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を行う必要がある。
- 河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設についても、耐震化を進めるとともに、津波遡上により越水が想定されている河川については、堤防の嵩上げについても検討する必要がある。
- 堤防等の整備に当たっては、地域の実情等を考慮するとともに、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。
- 津波到達前に確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。
- 津波から命を守るためには、住民に対する啓発を徹底するほか、津波避難計画の策定や避難訓練などを行うとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定等を進める必要がある。
- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に市の防災体制を整備する必要がある。

1-3 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 大規模水害に備え、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設の整備を推進する必要がある。また、水門や樋門、ダム等の河川構造物については、適切な維持管理を行う必要がある。
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、海岸保全施設についても機能保全・強化を図る必要がある。
- 大規模水害時の避難を円滑かつ迅速に行うためには、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の周知徹底を進める必要がある。また、水防団や防災関係機関と連携した水害対策訓練を実施し、地域の防災力を高める取り組みが必要である。
- 水位周知河川については、氾濫危険水位等の検証を行うとともに、市民等に対し、迅速かつ的確に河川防災情報を提供する取り組みが必要である。
- 浸水想定区域内、又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を行うため、施設の所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成を促進する必要がある。
- 大規模土砂災害については、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。
- 砂防関係施設については、適切な維持管理、施設の老朽化対策を推進する必要がある。
- 住民に対しては、土砂災害警戒情報の発表などの情報を確実に伝達するとともに、ハザードマップ等を作成し、住民への啓発に努める必要がある。
- ため池や農業用ダム等農業用施設については、耐震対策や洪水対策等を推進するとともに、ため池等が決壊した場合に備え、予めハザードマップを作成するとともに、その内容を周知する必要がある。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

- 災害時は、物資が不足するおそれがあることから、市民に対して、7日間程度(うち3日分は非常持出用)の食料等の備蓄を啓発する必要がある。
- 家庭での備蓄や市による備蓄に対する補完として、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進する必要がある。
- 東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備の重油などの燃料が不足し、災害対応や住民生活に大きな支障が生じたことから、燃料の備蓄や災害時での燃料供給体制の整備を図る必要がある。
- 災害時の食料や飲料水などの支援物資の受入れ体制を整備するため、民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進める必要がある。また、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行い、災害時に備える必要がある。
- 大規模災害時は、長期断水が発生する可能性がある。水道施設の耐震化や老朽化対策を推進するとともに、地下水等の多様な水源利用の検討を進めておく必要がある。

2-2 山間部や離島で、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- 本市では、市域の広い範囲が山地となっているほか、瀬戸内海に多くの有人離島を有しており、大規模災害時には多くの孤立集落の発生が予想される。このため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等の防災対策を着実に進めておく必要がある。
- 孤立した場合に備え、道路や航路等の早期啓開体制を整備しておく必要がある。また、外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄を整備しておく必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等に備え、ヘリポートや必要に応じて対空標示(Hマーク)の整備をしておく必要がある。
- 孤立した場合に備え、避難ルートの検討や要配慮者への支援など必要な取組みを進めておく必要がある。

2-3 消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防、海保等については、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図っておく必要がある。
- 消防については、体制強化等を図るほか、防災拠点となる消防施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る必要がある。
- 消防団員については、加入の働き掛けを積極的に行い、団員数を確保する必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

- 被災して従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄を事業所等にも整備する必要がある。
- 観光客等の帰宅困難者や避難者に対する支援を整備する必要がある。
- 交通インフラを早期に復旧するため、平常時から道路等の早期復旧のための計画や体制を整備しておく必要がある。

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- 電力供給の途絶に備え、防災拠点や病院等の医療機関に自家発電設備や燃料タンクの整備を推進する必要がある。
- 被災地での救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるとともに、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じて各機関との連携強化に努める必要がある。
- 災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に必要な資機材の整備に努めるほか、ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制の整備や災害医療に従事する人員の育成などを行う必要がある。
- 平常時から、医薬品・医療資機材の供給・調達の役割分担や医薬品等の供給体制を構築する必要がある。

2-6 被災地での疫病・感染症等の大規模発生

- 大規模災害時の疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制を整備しておく必要がある。
- 新型コロナウイルス等の発生時に災害が発生すること考えられることから、避難先での疫病・感染症の拡大を防止するための方策を検討しておく必要がある。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が、速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広

域火葬体制の構築や支援体制の強化を進めておく必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所を確保するとともに、市が開設する福祉避難所の実施体制を整備する必要がある。
- 災害時の保健衛生活動の実施に向け、災害時の保健衛生活動の体制について検討しておく必要がある。
- 県と連携しながら、災害時の福祉支援体制の強化を図る必要がある。
- 避難所は、女性や高齢者などの多様な避難者ニーズに対応する必要があることから、地域の実情に考慮した避難所の運営方法について検討しておく必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

- 市の災害対策の拠点となる各庁舎には、耐震化や津波対策の推進、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保を進める必要がある。
- 市災害対策本部の災害対応を円滑に進めるため、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災した場合の本庁舎の代替施設を確保しておく必要がある。
- 市職員については、各種研修や訓練等を通じて、災害対応能力向上に努める必要がある。
- 感染症流行時に災害が発生する場合も想定されることから、感染症対策に留意した災害対応を検討する必要がある。
- 大規模災害時に情報収集が可能となるよう、多様な通信手段を整備しておく必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設に、非常用電源を整備するとともに、燃料を確保しておく必要がある。
- 災害時の救助や復旧活動等の実施のため、情報通信施設の耐震化や回線の多重化等の対策を進める必要がある。
- 平時から通信事業者と必要な訓練を実施するなど、情報共有や手順の確認等を行っておく必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等による災害情報の伝達不能

- テレビ・ラジオ放送が中断した場合でも、住民に対する情報提供が出来るよう、伝達手段の整備を行う必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 災害関連情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、伝達手段の多様化を図る必要がある。
- システム等については、定期的な検証や点検、訓練の実施等を行うことで、災害時のシステム運用がスムーズに行えるよう、体制を構築しておく必要がある。また、通信手段を扱える人材を育成しておく必要がある。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりに対して、災害リスクの周知・啓発を行うことにより、市民の防災意識を高めておく必要がある。
- 学校でも、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域と連携した防災力の向上を積極的に推進する必要がある。
- 市は、空振りを恐れず、適切に住民に対し避難指示や避難勧告等を発令できるよう、避難勧告等の発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行う必要がある。
- 台風など、発生の前から予測できる災害に対しては、「タイムライン(防災行動計画)」の作成を進めることにより、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理し、それを関係者で共有しておく必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、支援体制を整えておく必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- 事業者には、大規模災害発生時にサプライチェーンを確保するため、事業継続計画(BCP)の策定に努めるほか、市も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的な支援が必要である。
- 農業や漁業のサプライチェーンの寸断を防ぐためには、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合の防災対策を促進する必要がある。
- 各ライフライン機関には、救助や復旧活動等に必要エネルギー供給の長期途絶を回避するため、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進める必要がある。また、自治体にも、平時からライフライン機関との連携体制を強化しておく必要がある。
- 大規模災害により、幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。

5-2 コンビナートや重要な産業施設等の被災

- 石油コンビナートでは、防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等を通じ、防災対策を推進する必要がある。
- 継続して事業を実施するため、事業継続計画(BCP)や事業継続マネジメント(BCM)の策定を事業者に働きかける必要がある。

5-3 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

- 金融サービス等の機能停止を防ぐため、市内の主要な金融機関と災害時の連携協力協定を締結しているところであるが、引き続き協定に基づく取組みを推進する必要がある。
- 各金融機関に対しては、建物の耐震化やシステムのバックアップ等、防災対策の着実な推進について、働きかける必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- 災害時でも、食料等が安定的に供給される体制を確保するため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画の策定を推進する必要がある。
- 災害時に、円滑な緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を実施し、連携を深める必要がある。

5-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、住民生活への甚大な影響

- 節水を呼びかけるための広報・広聴活動や啓発イベント等を実施する必要がある。
- 上水以外の水資源を日常的に有効活用する方策として、雨水利用の促進を図る必要がある。
- 異常渇水に備え、水源かん養林となる森林を保全するとともに、新たなかん養林の整備を行う必要がある。また、新たな水資源関連施設等の整備を促進する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道、通信等)の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害による電力、ガス、上下水道、工業用水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらす。各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進する必要がある。また、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する必要がある。さらに、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等により、復旧体制の充実を図っておく必要がある。
- 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築し、連携体制を強化しておく必要がある。
- 大規模災害による長期間にわたる機能停止に備え、エネルギー供給源については、多様化を図る必要がある。
- 水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。
- 異常渇水等に備えるため、平常時から、節水型都市づくりを推進する必要がある。

6-2 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時に公衆衛生問題や交通障害等の発生を防止するため、下水道施設や農業集落排水施設等については、耐震化等を着実に進めるとともに、迅速な復旧を図るため、これら施設の業務継続計画(BCP)の策定を促進する必要がある。
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する必要がある。

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク(陸、海、空)の長期間にわたる機能停止

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築する必要がある。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進める必要がある。
- トンネル内でも避難誘導支援が可能となるよう施設整備を行う必要がある。また、災害時に道路状況を把握するため、道路ライブカメラ等を設置し、情報収集体制を構築する必要がある。
- 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物については、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等については、長寿命化計画を策定し、計画的な老朽化対策を進める必要がある。
- 港湾や漁港が被災した場合でも速やかに復旧できるよう、業務継続計画(BCP)を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、計画の実効性を高めておく必要がある。
- 松山空港は、県内唯一の空港であり、人的・物的支援の窓口になるだけでなく、災害時には広域医療搬送拠点となるなど重要な防災拠点であることから、耐震化対策を進めるとともに、平時から連絡会議や合同訓練等を通じ、連携を強化しておく必要がある。
- 鉄道施設は、災害時に避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、松山駅周辺整備事業を進めるとともに、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化の促進を図る必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

- 地震発生時等に市街地の火災延焼を防止するための方策、木造住宅密集市街地の防火対策を行う必要がある。
- 市内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に備え、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実等を図る必要がある。
- 地震や津波による都市ガスやLPガス等の放出に備え、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- 臨海部で危険物質を取り扱う施設については、建物の耐震化を進めるとともに、防波堤や護岸等の整備・強化等の地震・津波対策を着実に進める必要がある。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク、高圧ガス容器等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する必要がある。
- 災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船については、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携し、対策を進める必要がある。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞すると円滑な救助活動等が実施できなくなることから、沿道建築物の所有者等に対して、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行うことにより、道路閉塞の可能性を減らす必要がある。
- 災害時に道路交通情報を把握する手段を整備しておく必要がある。
- 発災後に備え、あらかじめ広域的な交通規制計画を策定するとともに、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図っておく必要がある。

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- 海岸保全施設や河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えて、耐震化や嵩上げ等を計画的に進める必要がある。また被災した場合に備え、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備しておく必要がある。
- 農業用ダムやため池については、大規模地震や台風・豪雨等により決壊した場合、下流の人家等への影響が大きいため、耐震化等の防災対策を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- ため池が決壊した場合に備え、浸水被害想定区域や避難場所等を記載したため池ハザードマップを作成し、その内容の周知を徹底する必要がある。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生が予想されることから、事前に住民に避難情報を提供する体制を整備しておく必要がある。

7-3 有害物質の拡散・流出

- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者に対しては、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努めるよう、事業者に働きかける必要がある。
- 市は、事業者に対して、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。

7-4 農地、森林等の被害

- 農地や農業水利施設、ため池等については、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。
- 森林が荒廃すると、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれることになるため、適切な間伐等の実施や効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。また、鳥獣害対策を徹底し、農地や森林の荒廃を防ぐ必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

- 災害時には災害廃棄物が大量に発生することが予想される。処理の停滞は復旧・復興の大幅な遅れを招くことから、災害廃棄物処理に関する訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する市職員のスキルアップを図る必要がある。また、実効性のある協力体制の構築を図るため、各種団体との協定締結を推進する必要がある。

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興できなくなる事態

- 大規模災害時に道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と応援協定を締結し、応援協定が有効に機能するよう実効性を高める取り組みが必要である。
- 市等(消防等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下が予想されることから、国・県や他自治体からの支援や災害ボランティアを円滑に受けるための体制を整備しておく必要がある。
- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域でのコミュニティの力が重要となる。自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野の地域コミュニティ活性化を図るとともに、平時からの顔の見える関係づくりを推進する必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

- 災害による文化財の喪失を防ぐため、文化財の所有者や関係機関等と連携を図りながら、定期的に災害対応訓練等を実施するなど、文化財の防災対策を推進する必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復旧・復興の大幅な遅れ

- 標高の低い地域等の長期浸水が見込まれる地域では、地震や津波、洪水・高潮等による浸水を防ぐため、海岸堤防・河川堤防等の耐震化を着実に推進する必要がある。また、浸水した場合に早期に浸水を解消するための排水対策を推進する必要がある。
- 避難所での良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成を行う必要がある。
- 都市公園については、災害時に避難所や仮設住宅地等として活用することも考えられるため、非常用電源や非常灯などの必要な資機材等の整備を進める必要がある。
- 災害後の復興をスムーズに行うため、あらかじめ地籍調査等を行い、土地境界等を明確にしておく必要がある。
- 被災した宅地や住宅の危険度判定をスムーズに行うため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進する必要がある。
- 災害により住宅等を無くした方に速やかに住居を提供するため、応急仮設住宅の建設や民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を進めるとともに、仮設住宅の建設予定地を選定するなどの事前準備を進めておく必要がある。
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、研修会等の開催を通じ、速やかに実施できる体制を整備しておく必要がある。
- 円滑かつ迅速な復興を図るためには、事前に復興計画を作成するなど、被災後の復興を考える取り組みを推進する必要がある。

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

- 災害発生時に地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、災害時に正確な情報の把握について、検討しておく必要がある。

2.「施策分野」ごとの強靱化の推進方針

(1)個別施策分野

① 行政機能、消防等、防災教育等

■行政機能

- 大規模災害時に市の災害対策の拠点となる各庁舎の耐震化や津波対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。
- 市災害対策本部について、円滑に災害対応ができるよう、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保や整備に取り組む。
- 市災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行うとともに、主要メンバーを中心に防災士の資格取得を促進する。
- 大規模災害時に迅速かつ的確な支援を行えるよう設定したカウンターパート関係について、パートナー市町担当者間の交流や防災情報の共有などにより、平時から相互支援の関係性構築に努める。
- 市等(消防等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国・県や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。
- 災害時に避難所や仮設住宅地等として活用を予定されている都市公園について、非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進める。
- 土地境界等を明確にし、災害後の円滑かつ早急な復旧復興を進めるため、地籍調査等を計画的に推進する。
- 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため県及び市町が共同で導入した電子システムについて、県と市町が連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築する。
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、個人市民税や固定資産税など被災時の市税の特例措置(減免、申告等の期限延長、納税の猶予等)を適切に実施する体制を整備する。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及を促進する。

■消防等

- 市内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進、消防団員の確保等の対策を、着実に進める。
- 消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。
- 救出・救助活動の中心となる消防について、体制強化等を図るほか、防災拠点となる消防施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る。
- 地域防災の中核を担う消防団員については、関係団体と連携して加入の働き掛けを強化するとともに、装備資機材の充実を図る。
- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域でのコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野での地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題の解決に取り組むため、関係団体間での地域協働ネットワークの構築を支援し、災害時にも応用可能な、平時から顔の見える関係づくりを推進する。
- 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域では、被災後の復興を考える取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める。
- 災害発生時の地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。

■防災教育等

- 学校では、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域と連携した防災力の向上を積極的に推進する。また、防災教育プログラムを開発し、小学生から高齢者まで切れ目のない防災リーダーを育成する。
- 砂防学習会等を小・中学校等で開催することにより、土砂災害に関する教育や意識啓発を図る。

② 住宅・都市、国土保全、土地利用

■住宅、建築、電柱、ブロック塀関連

- 本市の住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 84.3%(H25)、特定建築物 77.0%(H27)であることから、市では、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する。
- 耐震化に当たっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅などの多数の人が利用する施設はもとより、官庁施設や消防施設、体育施設等についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化を更に促進する。
- 主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井など非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策など、建物全体の安全対策を総合的に進める。
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、空き家の除去等を促進する。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化やブロック塀等の耐震化を促進する。

■道路関連

- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4mに満たない狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、山間部・離島等の孤立のおそれのある迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面等防災や無電柱化等の防災対策を推進する。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進める。
- 広域的な緊急輸送や救援が円滑に行えるよう、高速道路ネットワーク(松山IC)と松山都市圏域の主要物流拠点(松山空港、松山港)や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路(インター東線、インター線、空港線)」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道 196 号間の早期事業化に努める。
- 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する。

■造成地、土砂災害対策関連

- 大規模地震発生時に、崩壊などの恐れがある大規模盛土造成地を抽出・公表した松山市大規模盛土造成マップの周知を図る。
- 第二次スクリーニング調査を行い、大規模盛土造成地の安全性を把握し、危険な盛土の対策工事を行う。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。

■火災防止関連

- 地震発生時等での市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地で市街地整備事業や街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。

■津波対策関連

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル1津波:概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、計画的かつ着実に進める。
- 河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設について、大規模地震時にも確実に機能するよう耐震化を進めるとともに、津波遡上により越水が想定されている河川については、堤防の嵩上げを行う。
- 津波到達前に確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。
- 津波からの避難を確実にを行うため、県地震被害想定調査の津波浸水想定のお知らせや防災意識啓発講演等を通じて、津波からの早期避難の徹底に努めるほか、津波から命を守るため、市でも津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定等の対策を更に進める。
- 津波から市民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域を整備する。

■河川関連

- 大規模水害に備え、近年大きな被害が発生した河川や広域にわたり被害が想定されている河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設の整備を着実に推進する。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を計画的に進める。
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。
- 堤防等の整備に当たっては、地域の実情等を十分踏まえた上で、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化や嵩上げ等を計画的に進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。

■海岸関連

- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。
- 港湾や漁港が被災した場合も速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画(BCP)を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施するなど、計画の実効性を高める。
- 臨海部で危険物質を取り扱う施設について、建物の耐震化を進めるとともに、防波堤や護岸等の整備・強化等の地震・津波対策を着実に進める。
- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶、石油タンク、高圧ガス容器等が流出し二次災害が発生するおそれがあるため、漂流物防止対策を推進する。
- 災害時に海上啓開の妨げとなる放置船や沈船について、港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関が連携し、対策を進める。
- 標高の低い地域等の長期浸水が見込まれる地域では、地震や津波、洪水・高潮等による浸水を防ぐため、海岸堤防・河川堤防等の耐震化を着実に推進するとともに、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行うなど、早期に浸水を解消するための排水対策を推進する。

■下水道、浄化槽関連

- 大規模災害時の公衆衛生問題や交通障害等の発生を防止するため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、迅速な復旧が図られるよう、これら施設の業務継続計画(BCP)の策定を促進する。
- 下水道施設等の耐震化の推進と合わせ、管理機関間の相互連携や代替性の確保など、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する。

■コンビナート関連

- 県と連携し、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等

を通じ、防災対策を推進する。

- コンビナートエリア内の企業連携型の事業継続計画(BCP)や事業継続マネジメント(BCM)を策定し、継続して事業を実施するための取組みを強化するよう、事業者に働きかける。

■その他

- 施設等の整備に当たっては、コスト削減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む。
- 災害により住宅等を無くした方に速やかに住居が提供できるよう、応急仮設住宅の建設や民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める。また、住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する。

③ 保健医療・福祉

■医療関連

- 大規模災害時に電力供給の途絶に備え、防災拠点や病院等の医療機関の自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。
- 各ライフライン機関には、被災地の救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるとともに、自治体にも、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、各機関との連携強化に努める。
- 大規模災害に備え、災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に必要な資機材の整備に努めるほか、ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制の整備や災害医療に従事する人員の育成などを行うことにより、災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る。
- 大規模災害時に、迅速かつ的確な医療救護活動等を展開するため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)やDMHISS(災害精神保健医療情報支援システム)の運用体制を整備する。
- 松山空港は、県内唯一の空港であり、人的・物的支援の窓口になるだけでなく、災害時には広域医療搬送拠点となるなど重要な防災拠点であることから、耐震化対策を進めるとともに、平時から連絡会議や合同訓練等を通じ、連携を強化する。

■福祉関連

- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所を確保するとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、市が開設する福祉避難所の実施体制の充実に向けた支援を行う。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える。

■保健衛生関連

- 大規模災害時に疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時には、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が、速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める。
- 大規模災害時に避難先での疫病・感染症の拡大を防止するため必要な物資などの配備を進める。
- 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用し、県と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る。
- 県と連携しながら、大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の隊員養成に向けた研修会の開

催や、活動マニュアルの整備等により運用体制を強化する。
○感染症流行時は、市災害対策本部の要員へ、体温計測、マスクの着用及び手指消毒を徹底するなど感染防止対策に努める。

■その他

○県と連携しながら、医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「要配慮者支援チーム」の隊員養成や運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る。

④ 産業、金融、エネルギー

■金融関連

○本市では、市内の主要な金融機関と災害時の連携協力協定を締結しているところであるが、引き続き協定に基づく取組みを推進する。
○各金融機関は、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画（BCP）の策定等の防災対策の着実な推進について、事業者に働きかける。

■エネルギー関連

○東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備の軽油などの燃料が不足し、災害対応や住民生活に大きな支障が生じたことから、県や石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時の燃料供給体制の整備を図る。
○大規模災害時に電力供給の途絶に備え、防災拠点や病院等の医療機関の自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める。
○各ライフライン機関では、被災地の救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるとともに、自治体にも、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、各機関との連携強化に努める。
○大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関に、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、自治体にも、平時から訓練や連絡会議等を実施し、連携体制を強化する。
○特に燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。
○エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。
○地震や津波による都市ガスやLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。

⑤ ライフライン、情報通信

■給水関連

○大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進する。
○災害発生時の応急給水拠点となる指定避難所の小中学校に対して、応急給水栓の整備を進める。
○節水を呼びかけるための広報・広聴活動や啓発イベント等を実施するとともに、節水型の水洗トイレの導入を促進する。
○上水以外の水資源を日常的に有効活用する方策として、雨水利用の促進を図る。
○安定した上水供給を行うため、新たな水資源関連施設等の整備を促進することにより、異常渇水に備える。
○限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。
○「最も安価で即効性のある節水を徹底するとともに、水資源の有効利用や保全策などあらゆる対策を講じた上で、それでもなお足らない部分については、新規水源開発で賄う」ことを基本スタンスに、節水型都市づくりを推進する。

■その他ライフライン関連

○大規模災害による電力、ガス、上下水道、工業用水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生

や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する。また、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図る。

- 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。

■情報通信関連

- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。
- 救出・救助活動の中心となる消防について、体制強化等を図るほか、防災拠点となる消防施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る。
- 大規模災害時に市の災害対策の拠点となる各庁舎の耐震化や津波対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を着実に進める。
- 大規模災害時に、国や県、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、市防災通信システムの充実を図るとともに、災害に強いクラウドサービスを利用した災害情報システムを整備・運用することにより、情報収集・共有機能の強化を図る。
- 大規模災害時に、迅速かつ的確な医療救護活動等を展開するため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)やDMHISS(災害精神保健医療情報支援システム)の運用体制を整備する。
- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設に、防災通信システムや災害情報システムなど災害時に情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、燃料を確保する。
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、自治体はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設(中継局等も含む)の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める。
- 防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)に、公衆無線LAN環境の整備を推進する。
- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対し的確な情報提供が出来るよう整備した松山市デジタル防災行政無線を運用しテレホンサービスの周知を図るほか、防災ポータル、Lアラート(災害情報共有システム)や全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の充実を図るとともに、緊急速報メールや県防災メール、まつやま防災メール」の普及を促進する。
- 災害関連情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線や戸別受信機による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災ポータル、Lアラート(災害情報共有システム)、防災メール、まつやま防災メール、緊急速報メール、コミュニティFM、SNSなど伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。
- システム等の運用に当たっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関などと連携し、確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。
- 情報収集・提供手段の整備に加え、自治体等にも、関係機関等から提供された情報の重要性を迅速に判断し、的確かつ効果的に住民に伝達する人材の育成を図る。
- 標高表示板等の整備を通じ、災害時に避難誘導の支援を行うとともに、主要道路に道路ライブカメラを設置することにより、災害時に最新の道路状況を提供する。また、災害時に継続して情報提供できるよう、道路情報提供装置の通信回線の多重化を進める。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。

⑥ 交通・物流

■交通関連

- 本市では、市域の広い範囲が山地となっているほか、瀬戸内海に多くの有人離島を有しており、大規模災害時には多くの孤立集落の発生が予想される。このため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等の防災対策を着実に進める。
- 空からの救出・救助や物資の輸送及び救急患者の搬送等を円滑に行うため、緊急時離着陸場等（ヘリポートや人員等の引き上げが可能な場所を含む）を確保する。また、必要に応じて、緊急時離着陸場であることを示す対空標示（Hマーク）の設置を促進する。
- 緊急時の避難ルートの検討や要配慮者への支援など必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。
- 大規模災害により、瀬戸内しまなみ海道や高速道路、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、山間部・離島等の孤立のおそれのある迂回路のない路線等の整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面等防災や無電柱化等の防災対策を推進する。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進める。
- 広域的な緊急輸送や救援が円滑に行えるよう、高速道路ネットワーク（松山IC）と松山都市圏域の主要物流拠点（松山空港、松山港）や幹線道路を結ぶ「松山外環状道路（インター東線、インター線、空港線）」の整備促進に努めるとともに、未事業化区間である松山空港・松山港～国道 196 号間の早期事業化に努める。
- 松山空港は、県内唯一の空港であり、人的・物的支援の窓口になるだけでなく、災害時には広域医療搬送拠点となるなど重要な防災拠点であることから、耐震化対策を進めるとともに、平時から連絡会議や合同訓練等を通じ、連携を強化する。
- 鉄道施設は、災害時に避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、松山駅周辺整備事業を進めるとともに、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。
- 災害時には、自動車の通行実績等のビッグデータを活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。
- 大規模災害時に道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、現在実施している建設業BCP認定制度を継続して実施するとともに、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。

■物流関連

- 災害時の食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制の維持・強化を図る。
- 大規模災害発生時のサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努めるほか、市も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行う。
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画の策定を推進する。
- 大規模災害時の人や物資等の緊急輸送に備え、市と関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組みを推進する。

⑦ 農林水産

■農地関連

- ため池や農業用ダム等農業用施設の耐震対策や洪水対策等を推進するとともに、万が一、ため池等が決壊した場合に備え作成したハザードマップの周知を徹底する。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池について、耐震化等の防災対策を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。
- ため池が決壊した場合に下流域住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載したため池ハザードマップの周知を徹底する。
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する。

■林地関連

- 森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。
- 水源かん養林となる森林を保全するとともに、新たなかん養林の整備を行い、異常湧水が発生するおそれを軽減する。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業など、効果的な山地防災対策を着実に進める。

■その他

- 農業や漁業のサプライチェーン寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合の防災対策を促進する。
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める。
- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。

⑧ 環境

■災害廃棄物関連

- 県・市の災害廃棄物処理計画に基づき、市の災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する市職員のスキルアップを図る。
- 県、市町、(一社)えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく災害時の具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制の構築を図る。

■その他

- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する。
- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努めるよう、事業者に働きかける。
- 市は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。

(2)横断的施策分野

① リスクコミュニケーション

■ハザードマップ周知・各種訓練関連

- 大規模水害時の避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の周知徹底を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施するなど、地域の防災力を高める。
- 土砂災害警戒情報の発表などの情報を住民に確実に伝達するとともに、ハザードマップ等による住民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。
- ため池や農業用ダム等農業用施設の耐震対策や洪水対策等を推進するとともに、万が一、ため池等が決壊した場合に備え作成したハザードマップの周知を徹底する。
- ため池が決壊した場合に下流域住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載したため池ハザードマップの周知を徹底する。
- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域のコミュニティ力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野での地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題の解決に取り組むため、関係団体間での地域協働ネットワークの構築を支援し、災害時にも応用可能な、平時から顔の見える関係づくりを推進する。
- 消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る。
- 津波からの避難を確実にを行うため、県地震被害想定調査の津波浸水想定周知や防災意識啓発講演等を通じて、津波からの早期避難の徹底に努めるほか、津波から命を守るため、市でも津波避難計画の策定や避難訓練の実施を促進するとともに、避難路の整備や避難場所の確保、津波避難ビルの指定等の対策を更に進める。
- 緊急時の避難ルートの検討や要配慮者への支援など必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する。
- 各ライフライン機関では、被災地での救助・救急や医療活動等に必要なエネルギー供給の途絶を最小限に抑えるため、施設や設備等の耐震化や津波対策など防災対策を進めるとともに、自治体でも、平時から意見交換や情報共有、訓練等を通じ、各機関との連携強化に努める。
- 市災害対策本部の要員に対し、災害対応能力の向上を図るために、各種研修や、総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行うとともに、主要メンバーを中心に防災士の資格取得を促進する。
- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練など市民を対象とした実働的な訓練を実施するなど、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。
- 県と連携し、県石油コンビナート等防災計画等に基づく防災体制の強化や防災訓練の定期的な実施等を通じ、防災対策を推進する。
- 大規模災害時の人や物資等の緊急輸送に備え、市と関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組みを推進する。
- 大規模災害による電力、ガス、上下水道、工業用水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する。また、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図る。
- 港湾や漁港が被災した場合にも速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画(BCP)を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施するなど、計画の実効性を高める。
- 松山空港は、県内唯一の空港であり、人的・物的支援の窓口になるだけでなく、災害時には広域医療搬送拠点となるなど重要な防災拠点であることから、耐震化対策を進めるとともに、平時から連絡会議や合同訓練等を通じ、連携を強化する。

- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。
- 県・市の災害廃棄物処理計画に基づき、市の災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する市職員のスキルアップを図る。
- 災害発生時の被災文化財の救出活動を適切かつ迅速に行うため、文化財の所有者をはじめ関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上と全市的な防災体制の強化を図る。
- 標高の低い地域等の長期浸水が見込まれる地域では、地震や津波、洪水・高潮等による浸水を防ぐため、海岸堤防・河川堤防等の耐震化を着実に推進するとともに、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行うなど、早期に浸水を解消するための排水対策を推進する。

■防災体制づくり関連

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、市では、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につなげる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県及び防災関係機関等が連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と締結した応援協定に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る。
- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所を確保するとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により、市が開設する福祉避難所の実施体制の充実に向けた支援を行う。
- 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、「県災害時保健衛生活動マニュアル」を活用し、県と連携しながら災害時の保健衛生活動の体制強化を図る。
- 県と連携しながら、大規模災害発生時に、被災地や避難所の生活環境や衛生状態、感染症の発生状況など、被災地で必要とされる保健医療の情報収集や関係機関との連絡調整等を通じて、保健所機能を強化するために派遣する「災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)」の隊員養成に向けた研修会の開催や、活動マニュアルの整備等により運用体制を強化する。
- 県と連携しながら、医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「要配慮者支援チーム」の隊員養成や運用体制強化、災害時に不足する福祉人材の確保に向けたマッチング制度の運用等を通じて、災害時の福祉支援体制の強化を図る。
- 大規模災害時に迅速かつ的確な支援を行えるよう設定したカウンターパート関係について、パートナー市町担当者間の交流や防災情報の共有などにより、平時から相互支援の関係性構築に努める。
- システム等の運用に当たっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関などと連携し、確実に住民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。
- 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。
- 市等(消防等含む)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国・県や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。
- 市社会福祉協議会や市内ボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、研修会等の開催を通じ、速やかに実施できる体制を整備する。

○円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域に、被災後の復興を考える取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する意識啓発に努める。

■備蓄促進関連

- ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベントなどあらゆる機会を通じ、市民に対し、7日間程度(うち3日分は非常持出用)の食料等の家庭備蓄を呼びかける。
- 家庭の備蓄や市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。
- 東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備の軽油などの燃料が不足し、災害対応や住民生活に大きな支障が生じたことから、県や石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時の燃料供給体制の整備を図る。
- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の備蓄に努める。
- 事業所等では、被災して従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄に努める。
- 市災害対策本部について、円滑に災害対応ができるよう、必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の確保や整備に取り組む。
- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関で、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、自治体でも、平時から訓練や連絡会議等を実施し、連携体制を強化する。

■教育・意識啓発関連

- 砂防学習会等を小・中学校等で開催することにより、土砂災害に関する教育や意識啓発を図る。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、市ホームページや防災リーフレット、広報紙、減災キャンペーン、防災意識啓発講演など、あらゆる機会を捉え、地域の災害発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。
- 学校では、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域と連携した防災力の向上を積極的に推進する。また、防災教育プログラムを開発し、小学生から高齢者まで切れ目のない防災リーダーを育成する。

■ガイドライン・マニュアル等づくり関連

- 大規模災害時に避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図る。
- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、市は、空振りを恐れず、適切に住民に対し避難指示や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行う。
- 台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、市、防災関係機関はもとより、市民や事業者にも、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン(防災行動計画)」の作成を進める。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整える。
- 市は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。

- 浸水想定区域内、又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、利用者の円滑かつ迅速な避難を行うため、施設の所有者又は管理者に対して避難確保計画の作成を促す。

■防災情報関連その他

- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、水位周知河川の氾濫危険水位等の検証を進めるとともに、市民等に対し、迅速かつ的確に河川防災情報を提供する。
- 災害発生時の地理的な誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。

② 人材育成

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。
- 大規模災害に備え、災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に必要な資機材の整備に努めるほか、ヘリコプター等を活用した重症患者の広域搬送体制の整備や災害医療に従事する人員の育成などを行うことにより、災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る。
- 情報収集・提供手段の整備に加え、自治体等でも、関係機関等から提供された情報の重要性を迅速に判断し、的確かつ効果的に住民に伝達する人材の育成を図る。
- 市社会福祉協議会や市内ボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。
- 避難所で、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努める。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進する。

③ 官民連携

■応援協定関連

- 家庭での備蓄や市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と締結した応援協定に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する。
- 災害時の食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換や連絡窓口の確認等を行うほか、必要に応じ協定内容の見直しを行うなど、連携体制の維持・強化を図る。
- 本市では、市内の主要な金融機関と災害時の連携協力協定を締結しているところであるが、引き続き協定に基づく取組みを推進する。
- 大規模災害による電力、ガス、上下水道、工業用水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する。また、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図る。
- 県、市町、(一社)えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく災害時の具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制の構築を図る。
- 大規模災害時の道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、現在実施している建設業BCP認定制度を継続して実施するとともに、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。

■事業継続関連

- コンビナートエリア内の企業連携型の事業継続計画(BCP)や事業継続マネジメント(BCM)を策定し、継続して事業を実施するための取組みを強化するよう、事業者働きかける。
- 各金融機関は、建物の耐震化やシステムのバックアップ、情報通信機能・電源等の確保や事業継続計画(BCP)の策定等の防災対策の着実な推進について、事業者働きかける。
- 事業所等では、被災して従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄に努める。

■その他連携関連

- 東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備の経由などの燃料が不足し、災害対応や住民生活に大きな支障が生じたことから、県や石油関係団体等と連携し、燃料の備蓄や災害時の燃料供給体制の整備を図る。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路や航路等の早期啓開体制を整備する。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。
- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、地域の宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める。
- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関で、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、自治体でも、平時から訓練や連絡会議等を実施し、連携体制を強化する。
- 特に燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。
- 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。
- 災害時には、自動車の通行実績等のビッグデータを活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。
- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努めるよう、事業者働きかける。
- 市は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける。
- 標高の低い地域等の長期浸水が見込まれる地域で、地震や津波、洪水・高潮等による浸水を防ぐため、海岸堤防・河川堤防等の耐震化を着実に推進するとともに、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行うなど、早期に浸水を解消するための排水対策を推進する。

④ 老朽化対策

■長寿命化対策

- 学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場として安全・安心で快適な教育環境を確保することが重要であることから、平成 29 年度末の校舎等の耐震化完了後も、長寿命化対策とあわせ、非構造部材の耐震対策を推進する。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を計画的に進める。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。
- 鉄道施設は、災害時に、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する。

■老朽化対策

- 砂防関係施設について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策を計画的に推進する。
- 事故等による長期断水を防ぐため、水道施設の更新など老朽化対策を着実に推進する。
- 事故等による電力、ガス、上下水道、工業用水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の更新など老朽化対策を促進するとともに、事故発生後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築する。また、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図る。
- 橋梁やトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施する。

⑤ 地域づくり

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士の一層の養成と地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。
- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域のコミュニティ力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野での地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域課題の解決に取り組むため、関係団体間での地域協働ネットワークの構築を支援し、災害時にも応用可能な、平時から顔の見える関係づくりを推進する。
- 津波から市民の生命・財産を守り、安心して暮らせる地域を整備する。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。



3. 推進方針に基づく取組

松山市国土強靱化アクションプラン参照。

松山市国土強靱化地域計画

2020年(令和2年)8月 作成

2023年(令和5年)3月 修正

2025年(令和7年)3月 修正